

資料 中国帰国者等に関する宮城県・仙台市議会における議論

満洲開拓資料館

2024年3月4日

DCMI メタデータ語彙 (DCMI Metadata Terms)

タイトル [title]: 資料 中国帰国者等に関する宮城県・仙台市議会における議論

作成者 [creator]: 千葉隆司

公開者 [publisher]: 満洲開拓資料館

作成日 [created]: 2022年10月9日

更新日 [modified]: 2024年3月4日

記録形式 [format]: application/pdf

出処 [source]: 宮城県議会会議録・仙台市議会会議録

内容記述 [description]: 中国帰国者に対する支援等を検討した、宮城県議会・仙台市議会の議事録を抜粋したものである。

目次

1	宮城県議会	3
1.1	昭和53年2月 定例会 (第180回) 3月8日3号	3
1.2	昭和53年12月 定例会 (第184回) 12月12日-3号	4
1.3	平成2年3月 定例会 (第234回) 3月7日2号	5
1.4	平成3年9月 定例会 (第242回) 9月25日2号	6
1.5	平成4年12月定例会 (第247回) 12月9日3号	8
1.6	平成6年12月 定例会 (第257回) 12月16日5号	16
1.7	平成8年6月 定例会 (第264回) 6月27日4号	18

1.8	平成17年6月 定例会（第305回） 6月30日4号	24
1.9	平成18年3月 予算特別委員会保健福祉分科会（第308回） 3月9日2号	25
1.10	平成19年1月 保健福祉委員会 1月19日1号	28
1.11	平成19年2月 定例会（第312回） 2月27日7号	31
1.12	平成21年11月 定例会（第325回） 12月4日3号	32
2	仙台市議会	34
2.1	平成2年 教育民生委員会（10月21日）	34
2.2	平成9年 民生衛生委員会（7月18日）	34
2.3	平成16年 第1回定例会（3月1日 第5日目）	37
2.4	平成17年 第1回定例会（3月1日 第6日目）	38
2.5	平成19年 第1回定例会（2月20日 第3日目）	41
2.6	平成21年 健康福祉委員会（2月27日）	42
2.7	平成21年 第4回定例会（12月14日 第5日目）	48
2.8	平成23年度 予算等審査特別委員会（3月2日）	52

1 宮城県議会

1.1 昭和53年2月定例会（第180回） 3月8日3号

三十六番（奥山紀一君）

（略）

次に、中国よりの里帰り者対策について承りたいと思います。二十一日夕、南郷町大柳字明神、無職瀬田わくりさん方で、中国から一時帰国した旧満蒙開拓団参加の県出身婦人の子息が、中国へ戻る日を目前にして起こした刺傷自殺事件は、楽しめるべき親子二人の里帰り、しかも妻子待つ中国への帰国を八日後に控え、我が郷土宮城県内で起こった事件だけに、関係者はもちろん、心寄せる人々全員に与えたショックは大変大きなものがあつたのであります。私も正しい日中友好関係の子々孫々に至る確立を願っている一員として、二十二日夜新聞報道に接したときの驚きは極めて大きく、深い心配に心沈むばかりでございました。かねてより言語不通の障壁を除去するため、関係者の間では、もちろん県も入つておられるわけではありますが、いろいろと心配もされ、その手だてについてもこれを進めつつあつたところでもあります。また、里帰り中の生活の保障についても、まだまだ改善すべき余地あることは、知事も御承知のところであつたと思つておるものであります。ともあれ、本事件は全国の注目を集めた事件でもあり、今後の日中友好、少なくとも当県と中国との麗しい交流と伝統とに支障を来すようなことは、いささかもあつてはならじとの思いは、知事も御同感のところと思つておるところであります。三月一日の読売紙上「阿部さん傷心の帰国」のタイトルのもとに、はるばる中国から一時帰国したふるさとで、殺人未遂、自殺と、息子が引き起こした不幸な事件に巻き込まれた阿部きよのさんの、変わり果てた息子の遺骨を抱いた報道写真は、まことに悲痛なものであります。思えば阿部さんは、六十八歳にして、またぞろ戦争の二重犠牲者として奈落に突き落とされたこととなり、まことにお気の毒にたえません。もちろん温かい好意を持つてお引き受けになられ、瀕死の重傷を負われた南郷の御縁者の御不幸も、また察するに余りあるものがあるのであります。今後は、戦争犠牲者の里帰りである点をも考慮し、かかる事件の絶無を期すことはもちろん、本当に我がふるさと宮城はよかつたと、いつまでも忘れられない心楽しき里帰りとするためにも、早急にその受け入れ措置の改善を図る必要ありとの感を、より一層深めておるものであります。知事の御所見や対策の樹立について承りたいのであります。

（略）

知事（山本壮一郎君）

（略）

なお、せつかく中国から里帰りをしていただきました方の中に、大変不幸な事件が起きましたことは、本当に残念のきわみでございます。関係の方々に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。これまで大ぜいの方々にお帰りをいただいておりますし、私もできるだけそういう方とお目にかかりまして御慰労を申し上げ、大部分の方は大変に喜んでお帰りいただいておりますように受け取っておつたのでございますけれども、今回のこういう事件を一つの教訓にいたしまして、再びこういう悲しい事件の起こらないように、いろいろと改善すべき点は改善をいたしてまいりたいつもりでございます。

（略）

1.2 昭和53年12月 定例会（第184回） 12月12日－3号

四十四番（桜井亮英君）

（略）

その次は、戦災死者に対する処遇であります。昭和二十年、仙台市は空襲を受けて死んだ人が千人を超えたわけですが、ほかの戦死者、戦場で戦死した軍人には恩給が支給され、外地の戦場にいた開拓団員も現在補償されております。外地にあつた引揚者も海外財産の補償がなされておりますが、一般の戦災死者の遺族に対しては何らの補償もなく放置されておりますので、これらの人に対する補償というものをやるのが、今日の平和の日本を築いた礎石になつておる方々に対する慰霊の措置ではないかと思うわけあります。これをひとつお願いしたい、こう思う次第であります。

（略）

知事（山本壮一郎君）

（略）

なお、最後にお話ございました戦災者、戦災のために死亡された方に対する補償というお話でございますが、この点につきましては、ことしの四月の参議院の社労委員会で「戦傷病者、戦没者等遺族援護法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議といたしまして、一般戦災者に対し、「戦時災害によつて身体に障害を受けた者及び死亡した者に関する援護の検討を目途として、その実態調査を実施すること」という附帯決議が行われておるようなことでもございますので、政府に対しまして、とりあえずこの実態調査を早くやるように、この点につきましても御要望の線に沿ひまして努力をいたしてまいりたいつもりでございます。

1.3 平成2年3月 定例会（第234回）3月7日2号

四十八番（佐藤清吉君）

（略）

次に、国際交流のあり方についてお伺いをいたします。

今回も県におかれましては、吉林省との姉妹関係についての予算を計上されました。今日までさまざまな交流が行われ、代表団の相互訪問なども心温まるものがございます。そして、ことしもまた中国から残留孤児が日本を訪れる季節と相なりました。ある孤児は、肉親と思われる人から古い写真を示され、昔の思い出が一気によみがえり、これが私、これが父、母と名指しをし、ついには幼児のころ家族と一緒に歌った「お馬の親子」を歌うに及んで、一同抱き合っ泣いたというのであります。私ももらい泣きをいたしました。吉林省は日本人が最も多く開拓に従事したところであると聞いております。恐らくはその吉林省にまだまだ名乗ってこれない孤児があまたいるであろうこと、想像にかたくないのであります。県は、単に人物往来の交流のみでなく、こうした戦後処理の問題についても、外務省ルートを通じるなりして、お世話してあげることが更に深い交流と相互理解につながると思うが、いかがでありましょうか。吉林省との友好姉妹関係を更に一歩前進されますようお願いをいたすものであります。

（略）

知事（本間俊太郎君）

佐藤議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

（略）

次に、国際交流のあり方についてでございますが、御案内のとおり、本県は中国吉林省と昭和六十二年に友好関係を結びまして、各種交流を行っておるわけでございますが、この交流を一層深めてまいりたいと考えておりまして、新年度におきまして、吉林省を表敬訪問することにいたしております。テレビ等でも私も見ましたが、中国残留孤児問題等につきましては、国民の非常に大きな関心を抱いておるわけでございますが、この戦後処理につきましては、日中両国間の取り決めに基づきまして、両国政府の責任においてそれぞれ各種の対策が講じられております。本県といたしましても、吉林省などの中国東北部に今なお邦人及び孤児が多く残留しておりますことから、このたび訪中する際にはこれらの方々を激励してまいりたい、このように考えておりまして、その具体的な方法を検討しておるところであります。

（略）

1.4 平成3年9月 定例会（第242回） 9月25日2号

四十五番（曾根富二男君）

（略）

第三の質問は、国際化への宮城県の対応であります。

県はこの三月、国際交流推進大綱を作成し、国際化に対応しての基盤整備、産業文化の活性化、そして相手の国との相互交流、また、県、市町村の役割、民間の役割など、本年から五カ年間の施策展開の方向が示されております。また、今議会の知事の提案理由説明の中でも、国際化の取り組みの中で言われているとおり、幾つかの新規事業が提案されておりますし、この宮城県の国際交流推進大綱で述べられている北東アジア地域と北米大陸を東北の国際軸ととらえ、当面これを基軸として幅広い交流を展開していきたいということも表明をされております。県が策定されました国際交流推進大綱の基本方向の中には、更に具体的に我が国が環太平洋圏、環日本海圏の一員としての役割を果たさなければならない今日、東北地方はこの両圏域との交流のできる絶好の位置にあります。本県では、この地理的特性を十分に生かして、東北各県との連携を図りながら、歴史的に関係が深く、新たな発展段階を迎えている中国東北部や朝鮮半島、ソ連極東部など、いわゆる北東アジア地域と太平洋に面した本県との地理的に近い北米大陸を東北の国際軸ととらえて、これを基軸として、世界に開かれ、世界に貢献する宮城を目指していくことが具体的に明記されております。私のかねての持論でもありますので、こういった基本的方向については時宜に適した基本方向で賛意を表する次第であります。

御案内のとおり、ソビエトにおける最近の政治改革の流れ、中国の現代化、対外開放政策の継続と発展、特に朝鮮半島における南北首脳会談の流れ、昨年九月の自民党、社会党、朝鮮労働党で合意された日朝関係改善の後を受けての日朝両国政府間の国交樹立への交渉、去る九月十七日の南北両政府の国連同時加盟に伴う対立から共存への流れ、こういった流れは、きのうの韓国のノ・テウ大統領の国連演説によっても、非常に従来の距離が近くなったという、こういう感じを受けておりますけれども、なお越えなければならない幾つかのハードルのあることは理解しております。しかしながら、こういったアジアの地域で言うところの新思考外交時代が今来ている、こういう流れをまた受けとめなければならぬことも事実であると考えます。

去る七月五日結成されました日朝友好促進県議会議員連盟が初めて朝鮮民主主義人民共和国を訪問しましたが、直接共和国を見聞し、相互理解と友好促進に第一歩をしるしたのも、約一世紀にわたって不幸な関係にあった朝鮮民族、いわゆる朝鮮半島の中に、近くて

遠い国が存在する、この国との関係改善のために、何が障害になっているんだろうかということを知らなければという思いと同時に、日朝地域間の交流のかけ橋になればというささやかな思いで訪問をいたしましたのであります。

そこで、知事にお伺いいたしますが、その第一は、中国東北部との交流は吉林省との友好省県の一層発展させることは当然のことではありますが、中国東北部の重要な地位、役割を担っております遼寧省、黒竜江省との交流にも広く視点を置くことが今日までの宮城県内各地の交流実態から見ましても望まれるのでありますけれども、どのようなお考えを持たれているのか、お伺いをいたします。

また、この機会に、当県関係者のいわゆる残留日本人孤児の大部分は、黒竜江省並びに遼寧省に存在をしているのであります。帰国しようにも多くの難問のために帰国できない方々、そしてまた、戦後四十六年間育ててくれた中国の養父母、家族の方々に対する励ましと感謝の意をあらわすため、昨年六月、吉林省を訪問した本間知事は直接関係者の皆さんと会い、その意を表明されました。何にもまさる友好のしるしとして高く評価もされました。残された遼寧省、黒竜江省の関係者との同様の場をいつ実現される方針なのかをお伺いをいたします。恐らくは両省ともその時期を待っているのではないかと推察をされるのであります。

質問の第二は、日本から中国を訪問する、あるいは中国から日本を訪問される、いずれも空路に頼らざるを得ませんけれども、その場合、いずれも一たんは上海上空に出て、それから北京なり成田に入らざるを得ないという現状であります。これは北朝鮮との国交がないので、往復それぞれ一時間ぐらいのいわば迂回のためのロスタイムがあるのであります。大連との往復も同様に大きく迂回をしているのであります。このような事情の面からも日朝間の国交正常化の実現が望まれるのであります。さきに述べた中国東北部との直接交流、例えば大連、長春、瀋陽などとの空路でという希望もありますけれども、こういった問題を実現する上でも障害になっているのであります。中国を含め、朝鮮半島、ソ連極東地域、いわゆる北東アジアとの交流促進を基本方向とする宮城県知事として、日朝交流とともに、日朝間の友好交流あるいは日朝両国の国交正常化について、どのような所見、所感をお持ちなのか伺いたいののであります。

(略)

知事（本間俊太郎君）

お答えをいたします。

(略)

国際化についての総合的なお尋ねでございますが、今後東北が発展していく上で、この問題は大変重要な問題でございます。中国吉林省につきましては、昭和六十二年六月、友

好県省提携を行いまして、現在第二次交流計画協議書に基づいて、経済技術交流あるいは文化の交流、青少年交流、こういうさまざまな事業を展開しております。吉林省とともに、中国東北部を構成する遼寧省、黒竜江省についてでございますが、私自身も、この各省を私自身の目で見て回った経験もございます。経済的にも、地理的にも極めて関連の強い地域でございます。特に遼寧省につきましては、塩釜市の水産加工業界等におきまして研修生の受け入れなども行われており、民間での交流も行われておるわけでございまして、県としましても、これらの各省との交流というものは重要だと考えておるわけでございます。したがって、今後吉林省との友好交流を更に推進する中で、この両省との交流を図っていききたい、このように考えております。

また、中国残留日本人孤児や、その養父母の方々への励ましと感謝の意を表する件については、昨年六月、本県と友好関係にあります吉林省において、中国残留日本人孤児の養父母に感謝し、孤児を励ます会を開催いたしましたことは、御案内のとおりであります。御質問のありました遼寧省、黒竜江省につきましても、吉林省と同じく本県関係の残留孤児の多い省でありますので、同様の機会を設けたいと考えておりまして、本年度残留孤児の方々の方々の家族の状況を調査実施いたしております。この調査の結果をもとにいたしまして、中国省政府等の協力をお願いいたして、来年度できるだけ早い時期にこれを実施いたしたい、このように考えて、今作業を進めておるところでございます。

また、朝鮮半島をめぐる最近の情勢についてでございますが、御意見のとおり、大変目まぐるしく変わりつつあるわけでございます。南北朝鮮の和解への流れ、先般の両国の国連加盟、そして日朝両国間の関係改善の動きなどは、本県といたしましても、大変喜ばしいものと考えております。また、このたび日朝友好促進県議会議員連盟の方々から朝鮮民主主義人民共和国を訪問されまして、交流を深めてこられましたことに対しまして、敬意を表しておるところでございます。今後日朝両国間の国交が樹立され、更に南北の平和的な統一が実現することを期待するとともに、本県としましてもどのような交流が可能であるか、着実な道を模索し、また努力してまいる所存でございます。

1.5 平成4年12月定例会（第247回） 12月9日3号

十二番（石橋信勝君）

（略）

次に、中国残留日本人孤児等の問題についてお伺いいたします。

私は、去る九月中旬、中国残留日本人孤児の養父母に感謝し、孤児を励ます会を開催する宮城県訪問団の一員として、亀谷議長らとともに中国東北地方のハルビン、瀋陽両市を

訪れさせていただきました。そうした機会を与えていただきましたことに対し、諸先輩並びに同僚各議員の皆様にもまず心から感謝を申し上げる次第であります。

私は、この訪問を通し、中国残留日本人孤児の皆様がふるさと日本にどれほど深く強い愛着を抱き、日本に永住帰国できる日を一日千秋の思いで待っているのかということを感じさせられたのであります。両市では、孤児の皆様とも直接懇談する機会が何度かありましたが、皆様は口々に、「姉からは運命と思って帰国はあきらめてほしいと返事が来たのだが、私は、毎日日本に帰ることばかり考えております。」「日本に帰ろうと思って、家も土地も既に売ってしまいました。手続をするために金もかかりました。今帰国できなければ、一体どうすればよいのでしょうか。」「四十年以上も別れ別れになっている父のところにも一日も早く帰りたいと思っております。私の家族が日本に帰れるよう、ぜひ力をかけてほしい。」などと語られるのであります。孤児の皆様のこのような悲痛な叫びを聞き、胸の張り裂けるような思いに駆られたのは、けだし私一人ではなかったと思います。

本県では、これまで平成二年六月に開かれた長春市での励ます会を含め、東北三省の三都市で励ます会を一度ずつ開催したことになります。こうした試みは全国的にも珍しく、県御当局の積極的な取り組みに対し、心から敬意を表するものであります。それだけに、たった一度だけの励ます会で終わらせてはならないと思うのであります。励ます会の開催が孤児の皆様にも日本に帰国できるかもしれないとの期待感を一層募らせたことを思い合わせるとき、本県と孤児の皆様との交流は今始まったばかりであるというのが私の率直な感想であります。県の調査によりますと、宮城県関係の残留孤児数は百六十五人となっておりますが、これまでの励ます会で招待できた孤児は合わせて三十二人とどまっております。数の上からもまだまだとの感を深くするものであります。したがって、今後とも孤児を励ます会を定期的で開催していくべきではないかと訴えるものであります。知事の御所見をお伺いいたします。

周知のとおり、孤児が永住帰国を望む場合、まず日本での身元引受人が必要となります。孤児の親族の方が引き受けてくれると比較的にスムーズに永住帰国を果たせるわけですが、親族が身元引受人を拒否した場合、県当局で親族を説得し、どうしてもだめなときには親族以外の特別身元引受人に引き受けてもらうということになります。今回ハルビン、瀋陽両市で県御当局の皆様が孤児の皆様の要望に耳を傾けるなど真剣に対応されている姿に頭の下がる思いがしたのであります。孤児の年齢が高齢化しつつあることを考えるとき、永住帰国の思いを一日も早く実現させてあげることが何よりも肝要であり、そのために永住帰国に必要な諸手続のスピードアップを図らなければならないと思うのであります。知事の御見解をお伺いいたします。

なお、特別身元引受人として登録されている人は本県の場合十二人と聞いております

が、ボランティア団体等にも呼びかけるなど、もっと宣伝してはどうでありませうか。また、市町村に特別身元引受人になってもらうということも考えられます。例えば孤児が本人の出身した町に永住帰国を希望する場合、その町が特別身元引受人となって帰国してもらうということもできるのではないのでしょうか。現に特別身元引受人になることを町の政策として掲げている自治体もあると聞いております。この二点につきまして知事の御所見をお伺いいたします。

先日、石巻市に永住帰国した残留孤児のお嬢さんが石巻市役所の職員に採用されることが決まったとのうれしいニュースを新聞で読みましたが、こうした明るいニュースが相次ぐようになるためにも、永住帰国した孤児やその家族が福祉、教育、就職など種々の面にわたり生活しやすいようにする環境づくりが大切ではないかと思えます。本県の場合、現在日本語教室の開催、自立指導員の派遣、健康相談の実施などの施策を行っておりますが、ここで問題なのは、国費ではなく、自費で帰国する孤児の家族の場合であります。国費帰国者につきましては、国費で自立指導員がつき、生活する上で必要な諸手続等を一緒に行ってくれますが、自費帰国者の場合、自立指導員がつかないため、第三者がみずからの経費で諸手続等を行っているというのが実情であります。国費であれ、自費であれ、帰国者の面倒を見なければならぬことには何ら変わりがありません。したがって、自費帰国者に対しては、県で自立指導員を派遣するなど救済の手を差し伸べることはできないのかと訴えるものであります。実際、平成五年には、今のところ五家族十六人が自費で帰国する予定で、もっとふえる可能性もあるとのことであります。そうなりますと、結局第三者が自己の負担で面倒を見なければならぬということになります。知事の心温まる御配慮を願うものであります。御所見をお伺いいたします。

また、帰国孤児とその家族を対象に、帰国孤児等を励ます会を年に一度は開催し、中国帰国者同士がお互いに励まし合うような場にしてはどうかと考えるものでありますが、あわせて御所見をお伺いいたします。

ところで、残留孤児とともに今大きな課題となっているのは、残留婦人の問題であります。

終戦当時十三歳以上の皆様は孤児と認められないため、対策も余り講じられないまま今日に至っております。残留婦人と呼ばれている皆様がそうした方々なのでありますが、日本に帰国したいという思いは孤児にまさるとも劣らぬほど強いと聞いております。最近厚生省でもこの問題にようやく光を当て、実態調査に乗り出したと伝えられておりますが、本県に關係する残留婦人も孤児と同じようになりに多くいるものと推察されます。したがって、厚生省の調査を待ってからというのではなく、友好關係にある吉林省には本県として本県關係者の残留婦人の把握を依頼し、孤児を励ます会と同じような中国残留日本人

婦人を励ます会を開催してはどうかと提案するものであります。残留婦人は皆さん高齢になっており、時間的な問題もあります。一刻も早く励ます会の開催にこぎつけてもらいたいと願うものであります。知事の御所見をお伺いいたします。

(略)

知事（本間俊太郎君）

お答えをいたします。

(略)

次に、中国残留日本人孤児等の問題であります。基本的には国の施策としてこれはやらなければならない課題なんです。本県におきましては、都道府県レベルで初めて中国残留日本人孤児の養父母に感謝し、孤児を励ます会を開催していただきました。今年度は亀谷議長を団長とする宮城県訪問団によりまして、黒龍江省ハルビン市及び遼寧省瀋陽市でそれぞれ盛会のうちに実施することができました。中国当局並びに本県と友好県省であります吉林省、黒龍江省、遼寧省の御協力のお陰でございまして、これに参加していただいた議員の皆様方にも心から感謝申し上げたいと思います。

私も何度か中国に行った際には、こうした方々にお会いした経験もございしますが、ただ、今後の開催については、中国の方では必ずしも日本人だけがいろいろな優遇を受けるというようなことがあって、ちょっと難しい事情も若干あるように考えておりますが、厚生省等の関係の方々の意見も聞きながら、どんなぐあいにやっていったらいいのかということを考えてまいりたい、探っていきたいというふうに思っております。

次に、永住帰国者の諸手続の迅速化については、これまでも国に対して要望してまいりましたが、なお一層スピードアップを図るよう更に要望してまいりたいと思います。

身元判明孤児の場合は、原則として御承知のように肉親が身元引受人として帰国手続をとることになっておりますが、いろんな理由からその手続をとれない、とらない例が多くなっております。その場合には、特別身元引受人の制度がありますので、県といたしましては、県政だよりによる公募やあるいは市町村、ボランティア団体などの協力によりまして、特別身元引受人をふやすということに努力しております。確かに私の知っているケースでも、宮城県内に父親がいて、その子供さんがわかった。関係も確認されたんですが、更にその子供さんの子供さんがおって、みんな一家で来たい。ところが、こちらのお父さんがこちらに帰ってきて再婚してまた別の家族がある。なかなか賛成が得られないので、とても引き受けられない。こういうかわいそうなケースもあるわけなんですね。したがって、こうした身元引受人に理解ある方々になっていただかなければいけませんので、今後更に市町村などの協力も得て、帰国の希望を持っている人間が一人でも多くその希望が達成できるように、官民力を合わせて努力する必要があるかと、このように思います。

次に、自費帰国者の問題についてであります。県においては、自費帰国者を含めた帰国者について、自立促進のために日本語教室への受け入れや生活相談員による日常生活上の相談、あるいは県高等技術専門学校への受け入れなどを実施しているところであります。また、帰国者に対する支援は各方面にわたって必要であることから、市町村など関係機関の理解と協力が得られるように努力してきた次第であります。今後とも帰国者の支援については、なお一層の充実に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解願います。

また、こうした帰国孤児と家族を励ましたらどうかということについては、必要と考えておりますが、しかしやはりこうした問題は、その生活の場がある市町村できめ細かくやっていただくことが望ましいのではないかと考えておりました。そうした市町村にこのような試みをしていただくように勧めたい、このように思います。

次に、残留婦人の励ます会の開催であります。現在中国レベルにおいて、中国残留婦人の実態調査を実施しているところでありますので、その結果を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

平成5年12月 定例会（第253回） 12月17日5号

二十番（相沢光哉君）

（略）

第四点、この問題に重要な役割を担う仙台市とこれまでどのような話し合いを行ってきたのか。また、今後正式な県市協議の議題として取り上げていくべきと思いますが、御所見をお聞かせください。

次に、中国残留孤児・残留婦人の帰国受け入れ問題についてお伺いいたします。

質問に入る前に、一昨日厚生省が中国残留邦人約千六百名を来年以降三カ年で永住帰国させる方針を決定いたしました。大変結構なことでもあります。私の記憶では、細川連立内閣になって初めての明るいニュースであり、浅野知事の古巣の厚生省の英断に心から敬意をあらわす次第であります。

さて、去る九月五日、祖国日本で死にたいと直訴するために、日本国籍を持つ中国残留婦人十二名が成田空港に強制帰国したことは、皆さんの記憶に今なお新しいことと思えます。厚生省は、敗戦の混乱の中で中国に残された日本人のうち、当時十二歳以下を残留孤児、十三歳以上を一般残留者、今で言う残留婦人として区別し、その把握に努めましたが、これまでに孤児約千七百人、婦人約二千五百人が日本に永住帰国し、今も中国に残る孤児は約八百五十人、婦人が約千七百六十人とされており。本県関係者では、日中国交回復以来二十年間に八十七名の孤児並びに婦人が家族同伴者三百八十二名を伴って永住帰国していますが、今現在もなお百三十九名の本県出身者が黒竜江省、遼寧省、吉林省などに残留しております。戦後半世紀を間もなく迎えようとする現在、残留孤児、婦人合わせ

て約二千六百余名の日本人が今なお中国に残され、そのうち少なくとも千六百名の人たちが日本永住を熱望しながら手を差し伸べられるのを待っております。強制帰国に訴えても行動せざるを得ない背景には、残留婦人が既に七十歳、八十歳代と高齢化し、日本国内の親戚がいてもなかなか身元引受人となってももらえず、また、年々肉親捜しが困難になっているからであります。

私は、昨年九月、宮城県主催の中国残留日本人孤児の養父母に感謝し孤児を励ます会の訪中団の一人として中国東北三省を訪れ、長春、ハルビン、瀋陽の各市で、本県出身の残留孤児、婦人、そして養父母や子供たちと席をともにする機会を得ました。そして、出席された方々が片言の日本語で、一日も早く日本に帰りたい。親戚がいるのだが、身元引受人になってくれない。子供を連れて帰国したいが、二十歳以上は旅費が自費負担なので、制度を改善してほしいなどと訴えるのを伺い、胸が締めつけられる思いをいたしました。

九月五日、成田空港に強制帰国した勇気ある十二人の中に、宮城県出身者が二人含まれていることを知り、早速当時の名簿を調べたところ、何と二人ともハルビンでの感謝し励ます会に出席していたことがわかりました。七十四歳の高橋ことのさん、五十八歳の工藤照子さんです。その後の新聞報道で、一行が所沢市の中国帰国孤児定着促進センターに一時居住し、定住先が決まるまでの二カ月間、生活習慣や日本語の習得に励んでいることを知り、私は、去る九月二十七日、二人を激励に所沢市の同センターを訪れてみました。就任して五年になる本埜和昭所長のお話を伺った後、案内された部屋には、高橋さん、工藤さんだけでなく、思いがけずにも十二名全員の皆さんが待っていました。最高年齢の横田さんは、出身県からまだ連絡がないと心配していました。リーダー格の竹越さんのしっかりした話ぶりに、女性とは思えない豪胆さを感じました。皆さんの深く刻み込まれた顔や手のしわに、戦中戦後の悲運の歴史を思わずにはいられませんでした。本県出身の二人は、県の厚生援護課の御尽力により、現在仙台市内の県営住宅に入居し、日本での初めてのお正月を迎えようとしております。本当によかったと思います。先日も、自治会館内の日本語教室で学ぶ二人と話を交わす機会がありましたが、なるべく早く中国にいる家族を呼び寄せたいと明るい表情でした。

さて、浅野知事は厚生省御出身ですから、中国残留孤児・婦人の問題については、十分御認識を持たれておることと思いますが、新しく知事になられた立場から、本県出身の残留孤児・婦人が今なお百三十九名いる現実を踏まえ、また、今回の国の方針を受け、どのような対応をお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。次に、残留孤児・婦人の永住帰国が遅々として進まなかった理由は、従来国が親族による身元引き受けを原則としてきた点、すなわちこの問題を個人レベルに置いてきたことにあります。平成元年七月、特別身元引受人制度の採用によって改善は図られたものの、やはりそれは善意

のボランティアという個人レベルであり、帰国手続の遂行を初め住宅の提供、日本語教育、日常生活や職業など定着、自立に必要な助言、指導は、本来、国、県、市町村の行政レベルで一貫して対応し、足りないところを民間が補うという方式を確立すべきであります。この点、今回国が従来の欠点に気づき、改善の方向を示したことは、大変喜ばしいことであります。今までは強制帰国や居残りなど問題が発生してからの対応に追われていたわけではありますが、本県として今後一番重要な住宅の提供等を各市町村と相談の上、あらかじめ年度ごとの引き受け可能数を算出し、計画的に対応していくという方式をとるべきだと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

第三に、民間ボランティアの育成強化についてであります。

現在本県には、三十一名の身元引受人、特別身元引受人がいますが、その語感から、経済的な支援など一切合財を引き受けなければならないという印象が強く、なかなか増員が進まない状況にあります。しかし、実施要領を見ると、主に相談、助言の仕事に重点が置かれ、適切なPRがあればもっと多くの善意の方々が集まるものと思います。また、日本語教室も民間のグループへの委託費によって運営されておりますが、ボランティアの高齢化も見られ、その待遇向上や機能強化を急がなければなりません。今回、国は、特別身元引受人の登録拡大についても新たな方針を出されたようですが、帰国孤児・婦人の定着、自立に不可欠なこれらボランティアの増員とその育成強化について知事のお考えをお聞かせ願います。

浅野知事は、「豊かな福祉社会への助走」という著書の中で、福祉ボランティアの活動を通じて社会や教育のありようが変革していくことが大切と訴えておられるようであります。行政とボランティア活動について、体験に基づく理念をお持ちの知事の前向きな御答弁を期待いたします。

第四に、残留孤児・婦人の帰国問題を日中友好の国際問題、そして難民問題としてとらえた場合の知事の御見解を伺いたいと思います。

数日前、あるテレビ番組で、帰国孤児・婦人を支えるボランティアの涙ぐましい実態が放映されておりました。異文化の中でなかなか日本の生活に溶け込めない帰国者。同伴の配偶者や扶養家族に出国熱、拝金主義があって、日本に行けば簡単にお金が稼げると錯覚して来る人が多いこと。ボランティア個人の力では、本人のみならず、大勢の家族、親族の住宅あっせんや就職の世話までとても手が回らないことなどが訴えられておりました。しかし、彼らから見れば、日本は冷たい、日本人は不親切だという思いもあるかもしれません。歴史的にも地理的にも難民の受け入れになれているヨーロッパと違い、我が国は、ポートピープルへの対応を見ても、まだまだこの種の国際問題が社会レベルまで浸透していないと自覚できるからであります。

しかし、残留孤児、婦人問題は、戦後の日本が積み残してきた心の債務であります。時間はそう残っておりません。年齢を考えれば、あと数年のうちになすべきことをしなければなりません。日中戦争の犠牲になった人々やその家族を一人でも多く温かく迎え、多くのボランティアが力を合わせることによって、難民である同胞が溶け込める日本社会につくりかえていく。成人していく帰国孤児二世たちが日中友好の橋渡し役となる。世代を超えたそのような輪廻こそ、私たちが大切にしなければならない価値観ではないでしょうか。知事の御所見を伺うものであります。

(略)

知事（浅野史郎君）

相沢光哉議員の御質問にお答えをいたします。

(略)

次に、本県出身の中国残留孤児・婦人への対応についてでございます。

大変具体的な例も含めて、私も感激しながら御質問を聞かせていただきました。宮城県といたしましても、現在まで帰国者本人八十七名、家族を含めると四百六十九名の中国帰国者を既に受け入れているという状況でございます。県といたしましては、このたびの国の新しい計画に基づきまして、市町村と連携して、また各関係団体の御協力もいただきながら、本県出身の中国残留孤児・婦人、先ほど百三十九名という数を数えるというお話がございましたが、こういった方々のうちで帰国を希望する方々につきましては、住宅を確保する、日本語教育、それから生活相談、そういった措置を十分講じて受け入れていきたいというふうに、まず基本的に考えているところでございます。

そして、その後の帰国者への対応についてでございますけれども、県といたしましては、今までどおり民間ボランティアの御協力をいただきながら、特別身元引受人、それから自立指導員の派遣、日本語教育など帰国者の定着自立の促進、今までも努めてまいりました。今後とも市町村と連携を密にいたしまして、帰国者の個別の事情に応じてきめ細かな対応をしていきたいというふうに考えております。

特に御指摘のありました住宅についてでございます。御指摘のとおり、これは最も重要な問題でございますので、市町村や関係機関の協力を得ながら、必要な戸数というものはしかるべく万全に確保をするということに全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

次に、ボランティアの育成強化、この面でのボランティアの育成の強化ということでございますが、ボランティアの方々には、今までも帰国者の身元引き受け、それから日本語教育、自立指導、こういった面において大変幅広い熱心な御協力をいただいているところでございます。今後こういった帰国者が大幅にふえていくということを見込みまして、私

どもといたしましては、県民に広く呼びかけまして、ボランティアをふやしていかなければならないというふうに考えております。幸いにもそういった気持ちをお持ちの方、応募に応ずるといの方が結構な数に上っているというふうに承知しておりますので、研修会など開催いたしまして、ボランティアを育成をする、強化をするということに努めていきたいと考えております。

次に、残留孤児・婦人問題についての考え方でございますけれども、先ほどもお話ありましたように、この取り組みというものは、一面におきますと、日中相互の理解を深めるということ、とりわけ帰国二世の皆様というのでしょうか、こういった方々は日中友好のかけ橋となるといった存在、そういった御意見がございましたけれども、私にとっても全く同感でございます。こういった意味におきまして、この宮城県が世界に開かれて、そして世界に貢献する自治体としていくというこの問題は一つの証拠でございます。一つの実地の実践でございますので、今後とも中国帰国者問題に積極的に対応していきたいということでございます。

1.6 平成6年12月 定例会（第257回） 12月16日5号

十二番（石橋信勝君）

（略）

ところで、戦後五十年を迎える今もなお戦後はまだ終わっていないということを思わせる、本県の抱える若干の課題についてお伺いいたします。

一つは、宮城県出身の中国残留孤児と残留婦人の皆様に関する件であります。

本県では、これまで中国東部の黒竜江省、吉林省、遼寧省の三省で、中国残留孤児の養父母に感謝し孤児を励ます会を各地で一回ずつ開催し、関係する皆様から大変喜ばれてきたことは、御案内のとおりでございます。しかし、その励ます会は、残留孤児を対象としたもので、残留婦人は含まれておらない上、励ます会に出席できなかった孤児も相当いるようにも聞いております。国では、日本への早期帰国を望んでいる孤児と残留婦人を平成八年度までに帰国させる方針とのことでもあります。

そこで、五十年の節目となる明年、日中間の平和友好を促進するという点からも、宮城県関係者の多い三省で、改めて養父母に感謝し、残留孤児と残留婦人とその家族を励ます会を開催してはどうかと提案をするものでありますが、知事の御見解をお伺いいたします。

一方、孤児、残留婦人で中国から日本に帰国し、県内に定住する中国帰国者の皆様も着実にふえつつあります。そうした中国帰国者にとって大きな悩みは、日本語の習得と雇用

の確保であります。言葉が話せないばかりに仕事につけなければ生活も安定せず、いつまでたっても自立した暮らしはできないということになります。中国帰国者の皆様に、宮城に定住してよかったと心から喜んでもらえるようにするために、中国帰国者のお一人お一人の人権と人格を尊重しつつ、自立のための各種支援策の一層の充実を図るべきだと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

二つ目は、仙台市青葉区にある追廻住宅の件についてであります。

周知のとおり、追廻住宅は、仙台空襲など、さきの大戦によって被災した住民や終戦直後の引揚者のための住宅として建設されたものであります。終戦から五十年たった今も、その場所に五百五十世帯の人々が住み生活をしており、大半の住民はそこに住み続け、永住の地にしたいと望んでいるのであります。ところが、土地は国の所有となっており、国際センターのある仙台市中心部に位置しながら、いまだに下水道すら整備されておられません。

私は、戦後を引きずりながら、自分たちの居住権、生活権を守るため頑張ってきた追廻住宅の皆様の御苦勞に、改めて深く敬意を表するものであります。と同時に、五十年という節目の年を契機として、今こそ住民の皆様が安心してそこに住み続けることができるような行政的な対応を早急にとるべきではないかと考えるものであります。その第一歩として、下水道の整備にまず取り組むべきであります。

ところで、福岡市中央区の平和台球場の近くにある城内地区は、戦災者、引揚者用の住宅として戦後建設されたもので、住宅地の所有権は国、建物の所有権は住民となっており、追廻住宅と全く同じような位置づけとなっております。しかしながら、この城内地区には、二十年も前に下水道は整備されたというのであります。同じ目的で同じ時期につくられた住宅地であるのに、一方は下水道が整備され、もう一方は整備されておらず、まことに不公平な扱いとなっているのであり、納得しがたいのであります。下水道の整備は、直接的には仙台市の仕事になろうかと存じますが、下水道問題を含め、追廻住宅の抱える課題は、県としても放置しておいてよいという問題ではないと思います。

追廻住宅の皆様は、平成二年十一月に、ふるさと追廻永住委員会を町内会に設け、追廻を永住の地とするためのさまざまな課題に取り組んでおられます。県としても、下水道の整備を初め追廻住民の居住権、生活権を守るための諸対策を積極的に国や仙台市に働きかけていくべきではないかと強く訴えるものであります。知事の御所見をお伺いいたします。

(略)

知事（浅野史郎君）

石橋信勝議員の御質問にお答えをいたします。

(略)

次に、養父母に感謝し残留孤児と残留婦人とその家族を励ます会の開催についてでございます。

県といたしましては、中国残留孤児の養父母に感謝をし、そして孤児を励まし、あわせて日中友好の相互理解を深めることを目的に、既に平成二年六月吉林省において、そして平成四年の九月黒竜江省、遼寧省において開催をしております。大きな成果を上げたというふうに理解をしておりますが、この中で今申し上げましたような目的は十分に達成できたのではないかというふうに今のところ考えておるところでございます。

次に、中国帰国者の自立のための各種支援対策の一層の充実についてでございます。

県といたしましては、これまでも自立指導員の派遣、日本語教室の開設、住宅の供給、生活指導、雇用機会の確保などを実施し、帰国者の早期定着、自立の促進のために鋭意努力をまいりました。これからも国の指導のもとに、市町村等関係機関、団体との連携を密にし、きめ細かな対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、仙台市の追廻地区の下水道整備等の諸対策をという御質問でございます。

申すまでもございませんが、下水道は市町村固有の事務でございます。この地区の下水道整備その他の諸対策については、基本的には仙台市が解決すべき問題ではないかというふうに考えておるところでございます。

1.7 平成8年6月 定例会（第264回） 6月27日4号

十三番（菅間進君）

(略)

次に、大綱の二点目、中国残留邦人の帰国者のケアについてお尋ねいたします。

仙台市青葉区の折立団地には、中国帰国者の家族が二十五世帯、七十数名が生活をなさっていますが、近年増加を見たようです。最近になって、生ごみを出す日が守られないとか、粗大ごみから物を持って行って乱雑になるとか、同一町内、他の町内会からの町内会への苦情がふえたとのことであります。注意しようにも、日本語が通じないようなので困ったとの住民からの相談があったのですが、幸いに、町内会長さんが中国に住んだ経験があり、中国帰国者に理解のある方でしたので、厚生援護課並びに県営アパートを管理する建築住宅センターと協議し、互いの生活習慣の違いなどを尊重しながら、意思の疎通ができる方策をとることで一歩前進することができました。

さて、中国帰国者の方々については、五十年前の戦争の犠牲になった方々で、今なおその運命を引きずっていらっしゃるわけで、温かく迎え入れなければならない方々でありま

す。帰国から定着自立の支援は援護法で定められており、帰国直後、帰国から四カ月間、ただし婦人は二カ月間だそうです。中国帰国者定着促進センターで、一、基礎的日本語の習得、二、基本的生活習慣の会得、三、就職、就籍等の相談指導を集団で受け、その後定着地の公営住宅等へ入居し、定着自立を目指し、支援を受けることになります。県の日本語教室は、週四日間の年百九十日間、初級、中級コースを原則として帰国後二年間受け、一、生活日本語及び生活習慣の習得、二、地域体験研修、三、体験交流座談会等、研修するそうであり。その他、自立指導員の派遣や職業訓練校自立指導員、自立支援通訳の派遣並びに巡回健康相談も行っているとのことでもあります。

今回の相談がなければ、中国帰国者は、新聞記事で読む、自分たちの生活エリアとはかわりのない存在でありました。私自身、大いに反省しなければなりません。せっかく日本に帰って来て、幸せに——これは程度問題ありますが——生活しているのだろうか。定着自立の支援期間を過ぎた後、どのようになさっているのか、厚生援護課にお聞きしたところ、プライベートのこともあり、追跡調査のようなことはしていないので、よくわかりませんとのことのお答えでした。

そこで、改めてお尋ねいたしますが、中国帰国者と言われる方々は、県内で何人いらっしゃって、家族の方々を含めると何人ぐらいになるのでしょうか。ケアについての考え方もお聞かせください。

私は、本人の意思がどうしても過去を消すということであれば別であります。それぞれにアイデンティティーがあり、中国帰国者は血は日本人であっても、子供は二世であっても、生活習慣や文化は紛れもなく中国人として育ってきたのですから、それらを打ち消して、ただただ同化させるのでは、真のケアとは言えないと思うのであります。外国人花嫁の質問で、異文化を認め合うこと、自分たちの価値観だけを押しつけないことの必要性を述べましたが、中国帰国者にも同じことが言えるのでありましょう。

粗大ごみの中には、私たちがさえもったいないと思うものが結構あります。現在の日本は、リサイクルは叫ばれておりますが、まだまだ消費は美徳であり、使い捨てる時代と言ってよいでしょう。かつて、私たちの祖父母が物を大切に、壊れかかった物でも修理をして使っていたことを思い出します。世界の金満国と言われた日本と中国では、物資の豊かさは大きな違いがあります。あくまでも推測ですが、粗大ごみを収集する、再利用するのは、現代日本では、リサイクルセンターの展示品になれば別ですが、恥ずかしいことであり、中国の環境で育ったものであれば、物を大事にしない、むだなことをするということになるのかもしれない。

町内での共同のルールを守ってもらうこと、日本でのルールを知ってもらう努力をすることと同時に、これは市町村、具体には仙台市の社会教育部門、市民センターなりを通し

て、交流会を含む日本人向けのさまざまな国際理解講座、中国語等の外国語講座、国際料理教室の開設が望まれます。県は、折立にばかり中国帰国者を集めていい迷惑だという声があるが、一部とはいえ地域住民にあることを認識して、中国帰国者のために、地域住民のために、仙台市に協力を仰ぐなど、具体的な行動が必要と思われませんが、いかがお考えでしょうか。

もう一つ、外国人花嫁と共通するケアは、共生の理念教育であります。

小学校の社会科から副読本なりを使って、一、地域には外国籍の住民、外国人を父又は母に持つ住民、中国残留邦人の帰国者やその子弟の住民、日系ブラジル人のような住民などが住んでいること、そして、二、これらの住民たちも、地域において平等な権利を有し、日本人とともに地域づくりを行っていることを教えるべきと思います。そうすることによって、子供たちの世界での摩擦も少なくなるであろうし、大人になってからの共生そのものの土台づくりになると思われませんが、いかがお考えでしょうか。

さて、子供の教育という点で、名取市の不二が丘小学校での、中国帰国者の子供たちの日本語教育に関連し、お尋ねいたします。

財団法人宮城県国際交流協会が発行している機関誌「BILA」のSPRING号の平成ジュニア大使で取り上げられておりますが、三百五十七人の児童数の中に、中国からの児童が十二人在籍し、聴講生の男子一人を加え、計十三人が日本語教室で学んでいるというのであります。名取市の愛島地区は、戦前、中国東北部に多くの人を開拓団として送りましたが、その方々が近年になり、二世、三世の家族を伴って帰国を始めたため、親子ともども日本語は当初全然わからないとのことでした。現在では、平成五年から学校に通っている子供たちが通訳することができるようになり、少し難しいことも伝えることができるようになったとも載っております。日本語教室の担任はK教諭で、平成六年より加配を受け、指導に当たっているということですが、K教諭自身、通訳できるほど中国語が話せるわけでもないので、参考書を見ながら、またNHKの中国語講座を聞きながら、御自身も勉強しているということでもあります。

学校側からの要請もあり、宮城県国際交流協会は、日本語講師及び中国語通訳の手配をしたとのことですが、謝金、旅費の財源がないとのことでした。立ち往生、協会として、仙台教育事務所や名取市教育委員会に相談したようですが、二月ということもあり、年度内の対応は無理との回答で、やむなく協会が要請の緊急性にかんがみ、第一回目の状況視察に係る旅費、日当プラス交通費を支出、派遣に至ったようです。状況視察では、学校側から十三名の学習者のうちの六名が、ほとんど話せず、新年度には新しく二名が加わる予定で、この話せない子供に対しての日本語教育のノウハウがないので指導願いたいこと、来年度からの授業についての協力の要請があったとのことでした。協会から派遣した日本語講師が

らは、来年度から週一回程度の講師派遣の協力とか、今年度中に授業を見学しながら、現在の教授法になるべく添う形でコースデザインを考えたい等、何点かにわたり約束や提言をしてきたようであります。その結果、年度内に最低二度は訪問し、新年度に向けた体制を固めたいとの講師の希望もあったため、県を通じ、名取市教育委員会に旅費の支出について改めて依頼し、了解を得ることができたということで、この後二回にわたり講師が出向いています。しかし、残念なことに、学校側から、これ以上の支援は不必要との答えを出され、了解を得ることができたはずの講師の旅費も支払われていないということでもあります。この件について、まずお尋ねいたします。このような事実を知っていらっしゃいますか。

個別に保健福祉部の担当課と思われるところに尋ねましたが、不二が丘小学校に、中国帰国者の子供たちがある程度の人数通っていることすら知らないとの返答でした。帰国から定着自立の支援について、あくまで大人対象であるのでしょうか。不勉強で申しわけありませんが、お聞かせ願います。

あくまで、自分たちが担当する範囲に限られているとしたら、その範囲を超えて困っている状況があるのなら、他の部署にその実情を連絡するなり、相談するなりできないのでしょうか、お尋ねいたします。

教育長にお尋ねいたします。

中国帰国者の児童の在籍については把握していたようですが、言葉の問題については、全く考えていなかったのでしょうか。

文部省は、この二月、九五年度の日本語教育が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況調査の結果を発表しています。県内では、児童数五十四名、学校数二十二校、生徒数十名、学校数八校、全国的には半数近くが南米日系人の子弟のようですが、県教育委員会としては、市町村教育委員会任せ、現場任せで何の指導も、何の施策も予算措置もする考えがないのでしょうか。

私の推測であります。不二が丘小学校の今回の件は、お金がないから、どこからも予算措置されないから、支援が必要でも、支援を断って、できる範囲でやるという結論に達したのでありましょう。日本語がわからない子供たち不在の論理とその現実であります。将来的にも、生活基盤を日本に置くことを前提とした中国帰国者の子供たちであります。早急にしっかりとした日本語を覚えてもらい、各自の未来の幅を広げてやるのが大事なことと思うものです。

今後の提案として、一、日本語教授法の特殊性を教員初め教育行政にかかかわる職員に理解してもらうよう研修会を開催する。二、外国籍の児童生徒の転入時期が予測できないので、調整財源を市町村教育委員会若しくは県教育委員会が確保する。三、受け入れが発

生した場合の相談窓口を県教育委員会に設置する等、前向きなる施策の実行を要望し、二点目の質問を終わります。

(略)

知事（浅野史郎君）

菅間進議員の御質問にお答えをいたします。

(略)

二番目に、中国残留邦人の帰国者のケアについてのお尋ねでございます。

まず、本県の永住帰国者数でございますが、一応の数字を申し上げますと、平成八年六月一日時点で県が把握しております残留邦人帰国者本人は、百十五名でございます。これに家族の方々を含めると、七百三十八名でございます。一応この数字を申し上げますと申し上げましたのは、実は帰国されてから後の呼び寄せ家族の転入でありますとか、また逆に他県への転出というようなことがありますけれども、これを完全に把握しているということではございません。そういう意味で、ただいま申し上げました数字というのは、一応我々が把握しているという数字でございます。

残留邦人帰国者の援護については、平成六年十月に施行されました中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律、こういう法律がございますが、この法律に基づいて帰国受け入れ対策及び住宅の供給の促進、雇用の確保、そしてまた御指摘がありましたような教育研修の機会の確保、生活相談といった、定着自立対策を総合的に国、地方公共団体が民間の協力も得ながら、一体となって展開をし、帰国者の円滑な地域社会への適応促進を図っているところでございます。

次に、県は折立にばかり中国帰国者を集めているという地域住民の声があるという御指摘がございました。帰国者の定着地については、もちろん本人の希望と公営住宅の配置状況などによって調整をして決定しているところでございます。しかし、結果としてある一定の地域に集中をするという状況にあることも事実でございます。

また、帰国者と地域住民とのさまざまな交流についてでございますが、そういったさまざまな交流自体が帰国者の自立を促す大きな力となるということでございます。その意味で、地域住民の方々も帰国者への理解を深めるということにも通じるのではないかと考えております。つまり、まずはそれぞれ住民同士が実地に裸でつき合うということが大事なのではないかと考えております。しかし、今後とも関係市町村とも協力をして、議員御提案がありました点も含めまして、交流方策を検討、実施してまいりたいと考えております。

なお、それに関連いたしまして、共生の理念教育についてというお尋ねがございました。この点については、教育長から答弁をしてもらうことにいたします。

私からは、次に、学校への日本語講師派遣の件でございます。

お話があった具体的な件でございますが、当初私ども担当のところでは、その事実把握をしておりませんでした。その後、お話があって調査をいたしましたところ、議員御指摘のとおりであったということをお私どもで判明したわけでございます。

帰国から定着自立までの支援は、大人だけが対象なのかということですが、もちろんそうではございません。援護の対象は、国の制度で残留邦人帰国者本人のほかに、従来からの扶養関係を考慮をして、同行する配偶者、そして未成年の子供、これらを援護対象としているところでございます。したがって、援護対象は大人のみかというのはそうではございません。更に、六十歳以上の残留婦人については、同行帰国する成年の子一世帯についても援護対象としている、これが国の制度の考え方でございます。

帰国子女の義務教育の就学についてでございますが、これは市町村教育委員会で受け入れをしているということでございます。

なお、帰国者の方々が定着自立を果たすまでには、たくさんの困難な問題の解決が求められております。県といたしましては、これまでも関係部局、各関係機関との連携を図りながら、帰国者の自立促進に努めてきたところでございますが、今後一層きめ細かに対応してまいりたいと考えております。

なお、この件につきましては、教育長から更に補足で答弁をさせていただきます。

(略)

教育長（鈴鴨清美君）

菅間議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、共生の理念教育についてであります。議員御指摘のとおり、日本に在留している外国人や中国残留邦人の帰国者など、お互い共生の精神を持って生きていくことを子供たちに教えていくことは、極めて大切なことであるというふうに考えております。学習指導要領においても、道徳教育や社会科の中で、国際理解についての学習を行い、世界の人々と協調していく態度を身につけさせるようにうたわれております。しかし、外国人や残留邦人との共生についての学習に関する具体的な教材は、教科書の中でも十分に取り上げられておりません。それを補完する意味で、現在県教育委員会で作成しております社会科や道徳の指導資料、及び各市町村教育委員会で作成しております社会科などの副読本の中に教材として取り込み、小学校における共生についての学習をより充実させる必要があると考えておりますので、このことにつきましては、市町村教育委員会にも積極的に働きかけをしてまいりたいと思っております。

次に、中国帰国者の児童の言葉の問題についてであります。中国帰国者を含め外国人の児童生徒に対する日本語指導や生活面、学習面での適応指導につきましては、特別な配慮が必要であると考えております。このような考え方に立ちまして、県教育委員会といた

しましては、これまで日本語指導を行うため、特別に指導教員を加配してまいりました。しかし、御指摘のようにそれだけでは不十分でありますので、本年度から新たな事業といたしまして、日本語指導を担当する教員を対象とした実務的な研修会を開催することといたしまして、外国人児童生徒が少しでも早く学校生活に適応できるよう対応していくこととしておるところでございます。

最後に、日本語教育のための指導、施策、予算措置についてであります。小中学校に關しましては、基本的には、設置者である市町村の教育委員会の事務とされているところですが、県教育委員会といたしましても、ただいま申し上げましたとおり、教員の加配措置を講ずるとともに、教員の研修事業に取り組んでおるところであります。

しかし、御指摘のとおり、日本語教育の必要な外国人児童生徒の受け入れにつきましては、出身国が多岐にわたるため、十分に対応できていないことは否めないところでございます。

したがって、教員の加配措置や研修事業以外に、市町村教育委員会と連携を図りながら、教育相談の充実に努めるとともに、日本語学習の時間の拡充や教師用指導資料の作成を通して、より適切な日本語指導ができるよう努めてまいりたいと考えております。

1.8 平成17年6月 定例会（第305回） 6月30日4号

二十八番（横田有史君）

通告に従い、最初に、再生戦略と地域経済、雇用問題について伺います。

（略）

第五は、中国残留孤児及びその帰国家族に対する支援事業についてです。

ことは戦後六十年であります。戦後処理がいまだに終わっていないのがこの問題であり、各種の援護事業の中でも最も重要なものの一つです。本県議会でも、同僚議員が平成六年にこの問題を取り上げ、知事も、きめ細かな対策の実施を約束しています。しかし、予算措置を見る限り、平成九年の三千二百万円をピークに、年々減少し、今年度はわずか五百万円余りとなっています。二年前からは日本語教室も閉鎖し、かつては二十人ほどいた自立指導員も、たった一人だけとなっています。

先日、国家賠償請求訴訟に踏み切った県内の五人の残留孤児の方々は、いまだに言葉の問題が障害となって、地域社会に溶け込めず、就労にも苦労していると訴えています。したがって、多くの方々が生活保護を受けて暮らしているために、中国にいる養父母に会いに行きたくても行けないとのこと。厚労省の中国帰国者支援に関する検討会報告書を見ても、帰国後三年間の当面の支援にとどまらずに、継続的な支援が必要になっているこ

と、特に、日本語習得については、進度別や目的別のきめ細かな対応が必要になっているとされています。現行の帰国支援法にかわる援護法の制定を国に働きかけるとともに、県内の帰国者の生活状況についての実態調査を行い、日本語教室を実用に合った形で復活させるなど、実態に即した支援を早急に行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

(略)

知事（浅野史郎君）

横田有史議員の御質問にお答えをいたします。

(略)

次に、中国からの帰国者への支援についてであります。

中国から宮城県への帰国者数は、平成七年度がピークでありまして、五十六名、それ以降、年々少なくなってきました。平成十四年度以降に帰国したのは五名ということでございます。こういったことで、自立指導員の派遣回数も減少し、予算規模も小さくなっております。こういった中であって、国では、自立支援通訳の医療や介護に係る派遣期間を撤廃して、支援の拡大を図っております。

また、県の単独事業として、中国帰国者相談員一名と生活支援通訳九名を配置して、生活相談や就労相談を実施し、継続した支援を行っております。

日本語教室などですが、宮城県における日本語教室は、中国帰国者の減少に伴い、年々入学者が減少してきました。また、国際交流協会やNPOなどの団体で日本語講座を開催しているという実績があること、更には、国の中国帰国者支援交流センターにおいて、運転免許学科試験対応コース、ホームヘルパー受講準備コースなど、就労に結びつくようなきめ細かな日本語学習を通信教育により行っております。このような状況を踏まえ、平成十五年度から、宮城県日本語教室を廃止したものであります。

中国帰国者援護対策の強化・充実については、都道府県中国帰国者対策協議会を通じ、国に対して要望しているところでありまして、今後とも、中国帰国者の自立に向けて、平成十五年度に国で実施した実態調査の結果も踏まえながら、国の施策と連携し、支援してまいります。

1.9 平成18年3月 予算特別委員会保健福祉分科会（第308回） 3月9日2号

青野登喜子委員

私も帰国者援護費のことでお尋ねします。

今、年度ごとに帰国、残留孤児等の人数の御説明ありましたけれども、それを統計とい

うか、現在県内に居住している残留孤児、残留婦人はどのくらいの人数を把握していらっしゃるかお聞きします。

千葉裕一社会福祉課長

これまでこういう形で戻ってきた方はトータルで1,325名いらっしゃいます。それで、そのうち、これは永住帰国ということで戻ってきた方なんですが、それで現在住んでいる方は134人でございます。（「みんな帰っていくの」の声あり）

亡くなられたり、他県に移られたりという形になります。

青野登喜子委員

そうしますと、この134人の在住している方々のお世話をしておられるのが、先ほど言われた自立指導員、自立支援通訳者、生活支援通訳者の11人の方々だという理解でよろしいんですか。

千葉裕一社会福祉課長

そうですね、ずっとつきっきりで世話をしているというわけではなくて、通訳が必要の都度、そういった方々が行くとか、あとは指導が必要な都度行くという形になります。そういった方々が先ほどの11名ということでございます。

青野登喜子委員

ことしも第何回目だったかな、毎年励ます集いということがこの間支援者の方たちで行われていて、いつも呼ばれて行くんですけども、その場でいつも言われることは、要するに60年にわたるこの苦しみを経て日本に帰国してもなお生活が苦しいということで、会を催していらっしゃる方が約6割の世帯が生活保護を受給しているということとか、あと日本語がいまだに、17年になるという方ともお会いしたんですけども、日本語が思うようにまだわからないし、お話しができない。そういうこともあって大変、時には孤立感を味わったりしていらっしゃるということです。就職ももちろん、だから思うようにいかないということで、大分お年を召してきてますので、せめて人間らしく老後を過ごさせてあげたいんだというお話なども聞かされているんですけども、そういう点での支援費でいいのかということだと思えます。ここにも前に調べたことがあって、当初はもう平成8～9年のあたりでは、帰国者も多かったんだと思えますけれども、予算が3,000万円からの予算で支援をしてきたという実績もあるだけに、ことしまた79万円ほど減額になって400万円台になってしまったということでは思うような支援ができないんじゃないかなと思えますね。帰国残留孤児の方たちは国に国家賠償を求めて訴訟を起こしたということですけども、県内でも25人ほどの原告団にふえてきているということなんですが、そういう方たちへの県としても何らかの応援も含めて県独自の援護策というのを、日本語習得も含めて改めてまた必要になっているんじゃないかなというふう

に思うんです。そういう意味でぜひ生活者に結びついたところでの実態調査というのを今の時点でぜひやっていただきたいというふうに思うんですけれども、その点についてお聞きしておきたいと思います。

千葉裕一社会福祉課長

青野委員のおっしゃることはもっともだろうとは思いますが、ことし予算が若干下がったのは、日本に帰国してからの年数によって例えば指導員の派遣の日数というのがだんだんだんだん少なくなっているんですね。1年目はかなり多いんですが、2年目はちょっと下げて、3年目は下がる。ちょうどことし3年目なものですから、それで国の基準でもってそうなっている関係もあって、それで下がったということでございます。

それから、いろいろ中国の方、戻ってきた方々とお話しをいたしますと、確かに日本語かなりできない方が多いんです。いろいろ聞くと、日本語学校にはいろいろ通うんですね、来た当初は。ところが、通っても日本語をしゃべればいいんですが、仲間の方々と常に中国語での会話をするものですから、なかなか上達をしないということもあって、結局国の決めた2年、3年で習得するのはかなり難しいという状況があって、その結果、就職もできないということになっているんだらうと思います。それで、国の制度から外れた部分については県単でもありまして、まさにここで言うところの1番については国なんですけど、2番目はこれは県の事業なんですよね。それはやってはおるんですが、まだまだ足りないということでございましょうが、そういうことでございます。

青野登喜子委員

そういうことも含めて、ぜひ改めて残留孤児やら帰国婦人の方々の生の声や生活実態を把握をして、その上でまた新たな県としての支援策がそこに必要となってくると思うんですよ。ですから、ぜひこの実態調査をやっていくべきじゃないかと思うので、その点についても一度御回答をお願いします。

千葉裕一社会福祉課長

それでは、それについてはちょっと検討してみたいというふうに考えております。

熊谷義彦委員

今青野委員がおっしゃったことに私の言いたいのをつけるんですが、特に年金の問題がどのようになっているのかなという心配を率直にしています。残留孤児という言葉も余り好きじゃないんだが、そういった方々とその子供さんの方々が結果として年金を受給できる権利を獲得できるのかどうかということも含めて、これはきちんと調べて、それでどうしても制度的に無理があるということであれば、何らか救済措置をとるということが私は必要だろうというふうに思っています。と言いますのは、私が相談されて今解決方向に向かっているんですが、日本人であった方が外国の方と結婚して外国籍になった方も今無年

金の状況になっている方もいらっしゃるんですよ。そういった方々もいらっしゃるものから、やっぱりこういった御苦勞をおかけした方々に対してきちんと制度的に保障をしてやるというのは、私はやるべき仕事だろうというふうに思ってますから、ぜひそういう青野さんがおっしゃったようなことも含めて、きちんと実態調査をして御報告をいただければ大変ありがたいなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

千葉裕一社会福祉課長

年金の問題なんかにつきましては、これは国の方が本来制度化すべき中身であろうと思います。それで、県としていかんともしがたい部分がございますが、ただ、いろんな方の声を聞いて、そういった声を国に伝えるということは十分できるかと思しますので、その辺は検討してまいりたいと思います。

熊谷義彦委員

最後にちょっと中島委員がおっしゃったやつは経過はわかりましたが、ただ、46通知の関係とその法的に、46通知の法的な意味というのが一方的に破棄されてそれで済むという問題ではありませんから、そのところはきちんと協議に応じて、一方的にこれだよという話はこれは社会的に通用する話じゃありませんので、そのところだけはぜひ注意をしていただきたいということでお話しを申し上げます。

1.10 平成19年1月 保健福祉委員会 1月19日1号

遊佐美由紀委員

中国残留孤児についての今の宮城県の対応策についてお伺いいたします。

中国残留孤児の問題につきましては、現在、国会等も含めて、人間の尊厳を回復するために全面解決を求める裁判等が行われていると思います。先日、私のところにも、宮城県内にも残留孤児の方がおり、生活保障をしてほしい、その前にはやはり戦争で中国に残されて、日本に帰られて高齢になり、なかなか生活保護を受けるというよりも、やはりしっかり人権の観点から保障すべきであるという要望もいただきました。

そこで、宮城県内にいる残留孤児の方々の人数、どういう対応されているのか、まず教えていただきたいと思います。お願いします。

加藤秀郎保健福祉部長

詳細は社会福祉課長の方からお話しさせていただきますけれども、委員お話しのとおり、在留邦人の帰国促進、永住帰国した人の自立支援でございます。これはたしか平成6年だったと思いますが、法律に基づきまして厚生労働省が各種の援護施策を行っているわけでございます。本県におきましても、永住帰国した人の数でございますが、県で承知し

ておるのは本人が130名ほどおられまして、それから同伴者含めると400名を超える方になります。

いろいろ全国的にも孤児の方々、日本語の問題もございますし、それから高齢化も進んでまいりまして、働くということもままならないということもございます。そういう中で、これまで帰国者相談員を配置しまして相談に当たっておりますほか、日本語教室などを開催する支援策を講じてきてございます。

詳細につきましては、社会福祉課長の方からお話しさせていただきます。

千葉裕一社会福祉課長

中国残留孤児に対する県としての施策でございますけれども、基本的に国の方でやっている施策がほとんどでございますが、それにプラスをして県単として、今部長からお話を申し上げましたとおり、帰国者相談員というものを設置をいたしまして、いろいろな相談指導をやっていると。あるいは日本語が十分にできない方々に対して生活支援通訳を派遣するというようなことをやっております、そういった中を通して具体的な支援をしているというところでございます。

遊佐美由紀委員

そうしますと今の人数は宮城県内在住130人、実質的な人数を教えてください。

千葉裕一社会福祉課長

本人が戻ってこられたのが130名でございますが、このうち現在県に何人いるかというのは正確な数字は実は把握しておりませんが、100名前後ではないかというふうに言われております。

遊佐美由紀委員

今まさに生活支援ということも含めて、通訳、相談などですが、保障につきましては、現在国の中でも検討するやに、次回の国会で議論されると思っておりますが、県単事業としては、国の施策もあるんだけれども、やはり原点となる人権の観点からしっかりと保障すべきではないかと私は思いますが、その点、部長はこのことに関しての認識、もう少しお話ししたいと思っております。お願いします。

加藤秀郎保健福祉部長

今委員の方からお話しありました生活保障、基本的には引揚者の方々の援護施策、これは国の責任でやはり実施すべきものというふうに考えております。そういうことで、今特別立法というお話、委員からもお話しありましたけれども、これについてはやはり国の方で国民に広く問いかけた形で十分ぜひ御議論いただきたいと思っております。

ただ、やはり我々いろいろな状況も一部見聞きしてございます。そういった中で、これは帰国者の多い都道府県で、22都道府県の、これは協議会でいろいろ議論する場もござ

います。そうした中で、この22度道府県の方からも、やはり帰国者の支援の充実、そういう観点からやはり常に国の方へは要望いたしております。

遊佐美由紀委員

国への要望の内容なんですが、それは多分千葉課長のところに何回か要望されているというふうにも伺ったんですが、それを踏まえた県の施策はやれるところ、国への要望があるんですが、そのメニュー等を内容を教えていただけたらと思います。お願いします。

千葉裕一社会福祉課長

今の御質問は国に対する要望のメニューということでございますか。

遊佐美由紀委員

皆さんの要望を受けとめました。しかしながら、これは国のことですよ。そして、今県はこの要望を持っていますという内容の教えてほしいということです。皆さんからどんな要望を受けて、県としてはこれを最大限にやっていると。しかしながら、この点については国がやるべきだということは県で整理をしていると思うんですが、この点どうですか。お願いします。

千葉裕一社会福祉課長

帰国者援護につきましては、部長からもお話し申し上げましたとおり、基本的には国の責任において実施すべきものだということでございます。そのように基本的には考えております。

ただ、そうは申しながらも、例えば国の制度ですと通訳の派遣が3年に限定でありますとか、そういう制限がございました。そういった制限については撤廃をするようにいろいろお話を働きかけてまいりましたけれども、なかなか予算の関係もあって十分できていなかった部分がある。そういった部分に関して、県としては年限を設けなくて派遣をするとか、そういうことをやってまいりました。

ただ、平成19年度予算を見ますと、国の方でも一定の条件といいますか、例えばハローワークに通う場合には3年という年限を設けなくて、自立に向けた支援を行えるように通訳は十分派遣をするとか、そういったこともあるようでございますので、引き続き国の制度を基本としながら、県としてやれる部分はやってまいりたいというふうに考えております。

遊佐美由紀委員

そうしますと人数把握、100名ぐらいであろうということであると、国の政策の方針が決まりますと、やはり何人いて、どんな要望があるかも含めてその実態の調査などもされるわけですか。

千葉裕一社会福祉課長

実態調査につきましては、前に平成15年に国の方で全国一斉の調査をいたしました。その結果が残っておりますけれども、その後、いろいろ個人のプライバシーの問題等もあってなかなかそれが進まないということもあって、国の方で一斉に調査をする機会がないかどうか、実は昨年も国に質問いたしました。その結果、平成18年度はしないということで、平成19年度以降は未定だというお話がございまして、そういったところと一緒にやればいいのかというふうには考えておりました。

1.11 平成19年2月 定例会（第312回） 2月27日7号

二十七番（遊佐美由紀君）

（略）

最後に、中国残留孤児の支援策についてお伺いいたします。

一月三十日、中国残留日本人孤児が、終戦後、中国に置き去りにされ、帰国後の支援も不十分だとして国家賠償を求めた訴訟で、東京地裁は、原告側の請求を棄却しました。永住帰国した孤児の九割に当たるおよそ二千二百人が集団訴訟に参加し、半数以上が生活保護を受けています。宮城県では、昭和四十九年から平成十六年までに永住帰国した中国の帰国者の皆さんは百二十七人、そして親族が三百三人いらっしゃるかと伺っています。この方たちの状況は大変深刻です。日本語が話すことができません。周囲において、中国残留孤児の問題への理解がなくて、言葉の面、習慣などで団地内でも孤立し、閉じこもることが多くなってきているそうです。更には、生活保護を受けているため、子供たちと暮らすこともできない。何重もの孤独や無理解に深く尊厳を傷つけられているということです。就労についても、帰国した後の自立支援策がないために、言葉ができないまま働き始めなければなりません。このように職業訓練や技術を十分に習得しないまま、労働市場では、例えば日本国籍であったとしても、外国人労働者の扱いとなっています。

就学についても、一昨年、十六歳の女の子が帰国してきました。仙台市教育委員会では、就学年齢の問題から、中学校への編入を認めようとせず、支援団体と親が何度も交渉して、ようやく認めたというケースもあったと伺っています。こうしたさまざまな事態を招いたのは、日本政府が早期帰国を実現させず、帰国事業のおくれにあるのであります。私たち民主党は、残留孤児の高齢化は著しく、一刻も早い救済が不可欠であることから、拉致被害者支援法と同等の支援策を盛り込み、年金給付の救済措置なども検討しています。

宮城県において早急な支援策を講じるよう求めて、以下、質問してまいります。

宮城県に在住する中国残留孤児が地域で孤立することなく、安心して医療や住宅、日本語教育等を受ける環境整備や労働の確保などの生活保障、生活支援策についてどのような

対策を講じるのか、お伺いいたします。

また、二世、三世の住宅確保などの自立の支援策についてお伺いいたします。

また、日本語教育を受けることのできる機関の設置について国に求めていましたが、その後の結果はいかがでしょう。

以上、壇上からの質問を終わります。

知事（村井嘉浩君）

遊佐美由紀議員の一般質問にお答えをいたします。

（略）

次に、中国帰国者に対する支援についてのお尋ねにお答えをいたします。

初めに、生活支援等の対策と二世、三世に対する自立支援策についての御質問にお答えいたします。

中国帰国者支援対策につきましては、本県独自に相談窓口を設置し、地域で生活していく上で、文化や言葉、生活習慣の違いによって直面するいろいろな悩みや困りごとなどの日常生活の相談に応じており、必要に応じて、各種行政相談や適切な医療が受けられるよう、通訳の派遣を行っております。また、個々の帰国者の就労支援、生活相談支援等を行う自立指導員の派遣をこれまで帰国後三年間に限り行っておりましたが、平成十九年度から派遣年限が撤廃されたことにより、今後は、永続的に自立指導員を派遣することが可能となりましたので、生涯にわたるきめ細かな支援につながるものと考えております。

中国帰国者二世、三世に対する自立支援策につきましては、平成十九年度から、二世、三世の方々がハローワークを利用する際に、自立指導員と自立支援通訳を派遣するほか、就労に役立つ資格を取得した際には、受講料を援助するなど円滑な就労に結びつけられるよう、効果的な就労支援を行ってまいります。

（略）

1.12 平成21年11月 定例会（第325回） 12月4日3号

四十八番（石橋信勝君）

皆様おはようございます。公明党県議団の石橋信勝でございます。

（略）

日本に永住帰国した中国残留婦人と残留孤児の間で今大きな課題となっているのが、墓地の問題であります。先日も、残留孤児の一人、角張紘さんと懇談をした折、角張さんは、私たちが今一番心配しているのはお墓のことです。十年前から要望してきたが、そのときはまだみんな若かった。しかし、今は七十歳以上の方が多くなり、体力も健康面も心

配しています。何回も相談したが、なかなか進まないと嘆いておられました。残留婦人も残留孤児も高齢化が進んでおり、亡くなった後の安住の地であるお墓をつくりたいと思っても、ぎりぎりの生活状況を余儀なくされている状況では思うに任せず、どうすればよいのかと悩んでいるのが現状であります。

思えば、戦前、日本から中国に渡った日本人で、終戦時の混乱の中で親兄弟と別れ別れになり、そのまま中国にとどまり、その地で生活をされてこられたのが残留婦人と残留孤児であります。その皆様の戦前戦後の筆舌に尽くせぬ御労苦を思うとき、私は、一日も早く皆様の安住の地となる墓地をつくらなければならないと痛感をしている一人であります。

そこで、先般、中国帰国者の墓地問題がどのようになっているのか全国各地の状況を調べてみました。その結果、福岡県に中国帰国者の墓があることがわかり、先日、早速福岡県庁と福岡市役所、更にお墓のある霊園を訪問し、調査をしてまいりました。中国帰国者の墓地は、博多湾が一望できるすばらしい光景の福岡市立西部霊園の一角につくられ、当時の奥田知事の書で、「中国帰国者之墓」の文字が記載された墓碑の下に、百五十柱のお骨を納骨できる立派なお墓がつくられておりました。そのお墓には、既に四十三柱が納骨されておりました。現地を案内してくださった福岡県中国帰国者の会の会長である木村琴江さんは、この墓地ができたことにより永住の地ができたことを皆安心しておられますと、しみじみと語っておられたのが印象的でありました。そのお墓は、まさに日本を永住の地として永遠に安心して眠りたいという中国帰国者の熱意と関係者の多大な御協力と御尽力、そして福岡県と福岡市、北九州市の政令二都市による助成で、福岡市の所有する霊園の中に建設されたのであります。

本県にあっても、中国帰国者の皆様の戦前戦後の筆舌に尽くせぬ御労苦におこたえすると同時に、今後、永遠に変わらぬ日中友好のかけ橋、シンボリックな存在としても、私は一日も早く中国帰国者のお墓を建設すべきではないかと声を大にして強く訴えるものでありますが、知事の御見解をお伺いをいたします。

既に仙台市では、この墓地の建設問題について中国帰国者や関係者の皆様と前向きに話し合い、検討しており、県御当局としても、仙台市御当局、更には関係者と話し合い、どのような支援が可能なのか検討するなど、積極的に推進をしてもらいたいと強く願いつつ、次の質問に移ります。

(略)

知事（村井嘉浩君）

石橋信勝議員の一般質問にお答えをいたします。大綱三点ございました。

(略)

次に、大綱二点目、当面する福祉の諸課題についての御質問にお答えをいたします。

初めに、中国帰国者の墓地問題についてのお尋ねにお答えをいたします。

現在、宮城県には八十七名の中国残留婦人及び孤児の方が生活しており、そのうち六十四名が仙台市内に住んでおられます。帰国者の平均年齢が七十四歳を超え、高齢化が進んでおり、共同墓地が欲しいとの御意見があることは承知しております。

仙台市には、帰国者及び支援者の方々から墓地建設についての要望が出されており、県にも仙台市から相談がございました。仙台市では候補地等について検討を進めていると伺っておりますが、県といたしましても仙台市と意見交換を行いながら、県民の御理解を得られるような支援について検討してまいります。

(略)

2 仙台市議会

2.1 平成2年 教育民生委員会（10月21日）

民生局長

本市の生活保護の動向につきまして御説明を申し上げます。お手元に、「仙台市の生活保護の動向」と題しました4枚つづりの資料を差し上げてございますが、これを御参照賜りながらお聞き取りいただきたいと存じます。

(略)

次に、表3の扶助世帯数、人員の推移でございますが、生活扶助、住宅扶助など、各扶助の世帯数、人員は減少しております。それから、その他扶助としては、出産扶助、それから生業扶助、葬祭扶助の3つでございますが、これだけは2年以降増加しております。その中でも、特に生業扶助を受給している被保護者数がふえておりまして、これは、中国帰国者の方々が、日本での定住生活を希望されまして、日本語習得のため日本語教室に通うための交通費の援助が、これらの大半を占めているものでございます。現在も、15世帯、23名の中国帰国者の方々が日本語教室に通っております。

2.2 平成9年 民生衛生委員会（7月18日）

健康福祉局長

今回は、仙台市の生活保護の動向について御説明をさせていただきます。

御存じのように、生活保護制度は昭和25年に法が施行されて以来、社会保障制度の根幹を担う制度といたしまして、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障いたしますと

ともに、その自立を助長することを目的として実施されてまいったわけでございます。

きょうは、ここ数年の本市の生活保護の動向、さらに各区の特徴等につきまして、お手元にお配りをしております資料1に基づき、担当の社会課長より御説明をさせますので聞き取りを賜りたいと存じます。

社会課長

それでは、私から仙台市の生活保護の概況等につきまして御報告させていただきます。

お手元に資料を差し上げてございます資料1を御参照いただきながらお聞き願えればと存じます。

まず、全国的な生活保護の動向についてでございます。生活保護法は新法施行から47年余の間、国民生活の最後のよりどころとして我が国の社会保障制度の根幹をなし、変わることなく重要な地位を占めてまいりました。

制度発足から現在に至るまでの全国的な生活保護の動向を見ますと、昭和26年度には保護率24.2パーミルであったものが、昭和40年代後半までは国民生活の向上を反映し減少傾向で推移し、昭和50年代はほぼ12パーミル前後で安定的に推移してまいりました。昭和60年代から平成の年代にかけては、一層の適正化への努力と好景気や年金制度等、他法、他施策の充実等の影響もありまして大幅な減少傾向を示し、平成4年度には約7パーミルとなり、その後横ばいで推移してきたところでございます。

しかしながら、近年になりまして景気の低迷状況等を反映し、微増傾向の兆候があらわれてまいりました。ちなみに全国平均の保護率は、平成8年12月1日現在で7.1パーミルとなっております。

次に、本市におきます保護の動向でございますが、昭和50年代前半から増加傾向を示しておりましたが、昭和60年度の13パーミル台をピークに年々被保護世帯、人員数とも減少傾向を示してまいりました。それが、平成4年夏ごろから横ばいのまま推移した後、平成6年8月以降再び増加の兆しが見られ、現在は増加傾向で推移しております。これは、先ほど申し上げました全国の保護動向とほぼ一致しておるところでございます。

直近の平成9年6月1日現在の仙台市の被保護世帯数は3,472世帯、被保護人員は5,288人、保護率は5.43パーミルとなっております。この保護動向につきましては、平成元年度以降の推移を表の1で御参照いただきたいと思います。

本市及び本市を含めました宮城県、そして全国の被保護世帯数・人員等の推移につきましては表の1のとおりでございます。県内の被保護世帯数・人員のうち約半数が仙台市管内での保護ということになります。ちなみに、本市の保護の状況を12政令市の中で比較いたしますと、被保護世帯数・人員・保護率とも政令市中最低である千葉市に次いで低い数値となっております。また、市内の五つの福祉事務所ごとの世帯数等の推移及び扶助

別の世帯数と人員の推移は、表の2及び表の3のとおりでございます。各福祉事務所ごとの特徴につきましては、後ほど説明させていただきます。

本市におきます最近の保護世帯数の増加傾向の主な要因といたしましては、第1に長引く景気低迷の影響を反映したものと思われませんが、単身高齢者や精神疾患を有する単身傷病・障害者の生活困窮者の保護申請者が増加していることや、保護の再申請者が増加していることがございます。

第2には、平成7年7月に宮城野区内に開設されました宮城県中国帰国者定着促進センターに入所した中国帰国者が、センター退所後も本市での生活を希望し、生活保護を受けながら日本語教室に通うという方々が多く見られることに加え、定住した中国帰国者による中国からの家族の呼び寄せが相次ぎ、その結果としてセンター開設以降の中国帰国者及び呼び寄せ家族の数は、平成9年7月1日現在46世帯、155名を数えていることなどによるものと考えております。

続きまして、生活保護の側面から見ました各区の特徴について御説明申し上げます。青葉区は被保護世帯、人員とも最大となっております。管内に精神病院が多く存在することから精神疾患を有する被保護者が多いこと、折立の県営住宅を中心に中国帰国者の定住者がふえていること、仙台駅周辺で住所不定者等が倒れ、救急車で病院に運ばれるケースの医療扶助適用件数が多いといった特徴がございます。さきに御説明申し上げました要因により、平成5年度以降保護世帯数の増加が明白な状況でございます。

宮城野区と太白区、これは両区で市営住宅全体のおよそ9割程度、特に宮城野区には低所得者向けの第2種市営住宅のうち全市の半数以上が集中しており、管内での被保護世帯の入居者が34%を占めるといった特徴を持っております。単身の高齢者、精神障害者を初めとして複雑な問題を抱えた他管内からの転入世帯も多くなっており、保護率は平成9年6月1日現在で8.60パーミルと市内では最も高くなっております。区内には、中国帰国者定着促進センターが設置されているため、管内に定住する帰国者の保護申請もふえていること等もあり、宮城野区内においても8年度以降大きく保護世帯数が増加しております。

若林区は、中心部、駅東の市街地と東部の田園地帯に大きく分けることができまして、それぞれの地域におきまして建てかえ前の比較的low賃の民間住宅等に被保護世帯が入居している状況でございます。泉区に次いで保護世帯数が少なく、最近でも世帯数の増加は見られない状況にあります。

太白区は、宮城野区に次いで第2種市営住宅を多く抱えており、管内での被保護世帯の入居者が27%を占めている状況にあります。従来から、単身の高齢者、精神障害者を初めとした複雑な問題を抱えた世帯が多い状況にありましたが、袋原、四郎丸地区のlow賃

の市営住宅の建てかえにより入居者が減少し、他管内への転出もあってか、わずかずつではございますが減少傾向を示しております。

泉区は、新興住宅地で持ち家も多く、被保護世帯数は100世帯前後で推移していましたが、平成8年度の後半から110世帯台に増加しております。高齢者の割合は低いものの、地下鉄により市中心部への交通が便利になったためか、精神病院等への外来を要する単身傷病世帯の転入がふえております。ただ、人口の伸びが大きいため保護率も1パーミルを割った状態で低く推移し、依然としていわゆる小規模福祉事務所と言われており、県内でも最も低い保護率となっております。

(略)

以上、雑駁ではございますが、報告とさせていただきます。

2.3 平成16年 第1回定例会（3月1日 第5日目）

七番（鎌田城行）

(略)

第三点は、中国残留邦人のための共同墓地の設置についてであります。

私は今春、宮城県内に住まわれている中国残留邦人を励ます集いに出席させていただく機会を得ました。この中で、支援されている皆様が気がかりとされている問題をお聞きいたしました。

中国残留孤児や残留婦人の方々は、さまざまな思いを抱かれて、祖国の土を再び踏まれ、御高齢になられております。近年、亡くなられる方もおり、お骨の収納等で大変御苦労されたと伺いました。墓地を建てる力もなく、亡くなった後のお骨を引き取ってくださる身内がなくて、行く末を心配されている方が多くいらっしゃるということです。

山口県では、こうした状況に民間の支援団体の力によって、寺院の一角に共同墓地を建立し、納骨されていると伺いました。本市では新年度、身寄りのない方などのための納骨堂を新たに整備する予定であります。

残留邦人の方々は、ドラマ、大地の子などにもあらわれるように、筆舌に尽くせぬ御苦労があり、日本に戻られても、なかなか安住とは言えない状況が続いているわけであります。

本市において、このような残留邦人の方々への支援策を積極的に考えるべきであると考えます。現在、整備の進む市民霊園などの活用も視野に入れ、宗旨にとらわれない公的な共同墓地の設置などを検討し、中国残留邦人の方々にも御利用していただけるようにすべきと思いますが、当局の御所見をお伺いいたします。

(略)

健康福祉局長（山浦正井）

(略)

次に、中国残留邦人帰国者に対する支援に関してのお尋ねでございます。

帰国者の方々に対する支援につきましては、基本的には、国及び県において実施されているところでございますが、本市といたしましても、嘱託の通訳を配置いたしまして各種の相談に対応するとともに、経済的に困窮している方につきましては、生活保護の適用など、自立に向けた支援を行っているところでございます。

共同墓地の設置の御提案でございますけれども、本市におきましては、これまでも無縁故者のための納骨堂を設置しているところでございまして、仮に御遺骨の引き取り手がなような場合には、このたび整備を予定しております新たな納骨堂において対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

2.4 平成17年第1回定例会（3月1日 第6日目）

三十六番（福島かずえ）

(略)

次に、戦災復興展は、市民の身近なところで、もっとたくさん開催すべきです。一昨年から期間が九日から四日間へ短縮されてしまいました。そのかわり、持ち回りで毎年一カ所の区役所で行うようにしたようですが、十分とは言えません。せめて区役所のロビーなど各所で毎年行うべきです。

また、仙台市における加害の歴史はいまだ明らかではありません。仙台市からも開拓団として中国東北部、かつて日本がつくった傀儡国家の満州国に住民が移住し、仙台村をつくったということや、仙山線をつくった労働者の多くは朝鮮から連れてこられた人たちで、難工事のためたくさんの犠牲者が出たこと、戦争遂行のため市がどんな役割を果たして、市民を戦争に駆り立てていったのかなど、十分伝わっていないことがまだまだあります。ぜひ加害の歴史も明らかにしていく努力を求めます。

これら三点についての市長のお考えを伺います。

記念館にある資料展示室は、現在、年間約一万人が訪れています。そのうち三割から四割が子供たちであることは重要です。しかし、近年入場者が伸び悩んでいます。また、いまだにこの常設展示室があることを知らない市民もたくさんいます。

私は、戦後六十年の節目のことし、思い切った予算をとり、特段の努力を行って資料展

示室のさらなる充実策を求めます。新年度予算で会館入り口に案内板の設置や子供向けのしおりの発行、ホームページの作成など検討されているようですが、予算は今年度と比べ約七十万円の増額にしか過ぎません。ささやかなものです。これにとどまらない充実を求め、以下、具体的に伺います。

来春、開館二十五周年を迎える記念館の記念事業として、仙台空襲や仙台における戦争の事実を改めて掘り起こし、伝えていく事業をことしから来年にかけて行うことを提案します。体験者の高齢化は、個人での保存を困難にし、資料の散逸を招きます。博物館の学芸員などの専門家や公募で市民の参加を得て、市民ぐるみで本格的にもう一度資料や記録、証言の収集、保存に力を入れて行うべきです。お考えを伺います。

また、資料展示室には、広島市から貸与されている貴重な被爆資料があります。仙台市には現在、百五十四名の被爆者の方がいらっしゃいます。痛む体と心を抱えながらも、語り部の活動をしている方々の御協力を得て、被爆体験を定期的に語ってもらうなどの取り組みも進めていくべきではないでしょうか。あわせて、こうした被爆者の方々が戦災復興記念館や福祉プラザで行っている原爆展や追悼記念式など平和の取り組みについて、会場使用料の減免など、市としてできる支援策を講じることを求めますが、いかがでしょうか。

戦災復興記念館を単なる貸しホール、貸し会議室の会館に変質させることなく、平和の殿堂として将来にわたり充実、発展させていくことが重要です。既に、記念館には指定管理者制度が導入され、現在は一年ごとの契約で、ひと・まち交流財団で運営しています。こうした施設になじまない赤字論やコスト論を振り回して、適切な団体もないのに、指定管理者を公募すべきではありません。いかがお考えでしょうか、伺います。

そして、常設の資料展示室のPRをもっと徹底し、入場者をふやす取り組みを積極的に行うことを求めます。市政だよりも掲載するだけでよしとするのではなく、ホームページやマスコミなどあらゆるメディア、方法、手段を活用、工夫すべきです。交通局や経済局の協力を得て、るーぷる仙台のパンフレットやガイドブックへの掲載、車内で施設案内のアナウンスなどは、観光で仙台を訪れた人たちに記念館訪問を促すために有効な手段です。広島、長崎への原爆投下日、終戦記念日と重なる七夕の時期からお盆にかけては、多くの方が仙台市を訪れる時期です。こういう時期に夜間まで開館時間を延長し、それをPRすることも必要ではないでしょうか。毎年、市外、県外から子供たちが多数団体で訪れています。ほとんどが小中学生のグループ学習のようです。県内、隣県などの教育委員会や学校、公民館にもっと独自にPRすべきです。

また、ボランティアの方たちの手をかりて、展示資料の説明や仙台空襲の実相を語り伝える語り部の活動も行っています。そのことをもっと広範な市民に知らせ、利用していただくために旺盛に宣伝を行うべきです。同時に、そういうボランティアを支援し、さらに

募集、育成することも必要です。あわせてお考えを伺います。

(略)

市民局長（稲葉信義）

(略)

次に、戦災復興展の各区での開催についてでございますが、毎年、戦災復興展の開催に合わせまして、区役所でも開催をいたしているところでございますが、開催場所や日数等の拡大につきましては、予算や体制等々の制約もございますが、今後、検討させていただきたいと考えております。

次に、本市の加害の歴史の掘り起こしをとのお尋ねでございますが、さきの大戦は、期間も規模も我が国にとって最大のものでありましたことから、多くの事柄がこれに関連をいたしておりますが、本市といたしましては、戦災復興記念館を中心に戦前の仙台の様子をしのぶ資料を保存するとともに、戦災の惨禍と復興の過程の記録を後世に残すことを目的としまして、事業の運営を行っております。歴史の検証という点では、さまざまな立場からの作業が行われるものと考えておりますが、それらの記録、保存についても、館の設置の趣旨を踏まえつつ努力をしまいたいと存じます。

次に、戦災復興記念館の開館二十五周年記念事業についての御提案でございます。

本市といたしましては、新年度に終戦六十年を記念した事業を予定いたしているところでございます。戦争体験者の高齢化とともに、資料や体験談等の収集が難しくなりますことから、この記念事業の一環で、お話にございましたようなボランティアの御協力もいただき、これらの収集に努めますとともに、デジタル化等による保存にも努力をしまいたいというふうに考えております。

次に、被爆者体験の伝承等についてでございますが、現在、来館者の御要望に応じて仙台空襲の体験談や展示室の説明、案内等をボランティア及び職員により対応いたしているところでございますが、被爆の体験談に関しましても、同様に取り組んでまいりたいと考えております。また、戦災復興記念館や福祉プラザを初めとします、市の施設のそれぞれの料金や使用料の減免につきましては、条例や要綱等で定めておりますことから、お申し出がありました時点で団体の行事の内容等を要綱に照らし、個別に検討をして判断をいたしたいと存じます。

次に、指定管理者についてでございますが、戦災復興記念館は現在、仙台ひと・まち交流財団を指定管理者としておりますが、今後につきましては、戦災復興展の開催や展示室の運営等を十分に勘案して判断をしまいたいというふうに考えております。

次に、館事業の広報とボランティアについてでございますが、戦争の体験を風化させることなく、次の世代に伝えていくことは、私どもの大きな責務であると考えております。

戦災復興記念館につきましては、市内の小学校の副読本やどこでもパスポートを初めとします、無料パスポートで県内の多くの小中学生に紹介をいたしておりますほか、戦災復興展につきましても市政だよりやマスコミでの周知、さらに昨年からは新たにホームページでの広報にも努めてまいったところでございます。

事業PRの拡充に関するさまざまな御提案につきましては、今後、検討させていただきたいと存じます。

以上でございます。

2.5 平成19年第1回定例会（2月20日 第3日目）

三十三番（笠原哲）

（略）

次に、中国残留帰国者問題について伺います。

残留孤児邦人の約七割が生活保護を受けています。一番若い人で六十三歳、平均すると七十歳を超えていると言われます。残留者は悲しいことに、日本に二度捨てられたと言っているようです。一度は中国で、二度目は日本に帰り生活保護を受けざるを得なかったことを指摘しているのです。彼らの名誉と尊厳のため、自立できる体制を早くつくるべきであると考えますが、本市内に居住する方々を自治体として実態調査を行い、自立への道とともに探ることを考えるべきだと思いますが、御所見をお聞かせください。

（略）

健康福祉局長（瀬戸和良）中国残留帰国者に関する御質問にお答え申し上げます。

中国残留帰国者の方々に対する支援につきましては、基本的には国及び県において実施されておりまして、本市といたしましては、宮城県から情報提供のありました生活保護が必要と思われる方について対応いたしているところでございます。また、中国語の通訳を配置し相談に応じるなど、必要な支援を行ってきたところでございます。国におきましては、新たに平成十九年度より地域生活支援プログラムを実施し、中国残留帰国者のニーズを把握するための調査や、これに基づく自立支援のための施策、自立指導員の永続的派遣などを予定していると伺っておりまして、本市といたしましても、生活保護受給中の中国残留帰国者の方々が自立し、尊厳ある生活を送ることができるよう、県と連携を図りながら支援を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

2.6 平成21年 健康福祉委員会（2月27日）

安孫子雅浩委員

これも本会議の中でのやりとりがございましたけれども、ちょっと確認の意味で、私からは生活保護の受給状況について二、三お伺いをしたいと思います。

数字とすれば、今、仙台市内は八千数百世帯が生活保護を受給されて生活をされているということになります。これは人数にすると、1世帯で複数ということもあるわけでしょうから、103万市民の中での生活保護を受けていらっしゃる方の人数というのは何名ということになるのでしょうか。

社会課長

1月末において、1万2468名の方が生活保護を受けてございます。

安孫子雅浩委員

私も議員になって10年目ということですが、10年前はずっと少なかったんですね。多分6,000台から7,000弱の人数だったんじゃないかと思えます。この間、着実にというところではありますけれども、数がふえてまいりまして、それは一つは高齢化が進んでいるということもあるんだと思えますが、1万2000人ということとは100万の中で100人に1人以上は生活保護を受けられて市民生活を送られているという現実であるということだと思えます。

そして、その上で、昨年10月からこういった一連の大不況といいますか経済危機の中で、今言われているような環境の中で相談件数等も大変ふえているということでありまして、ちょっとこの数字も確認をしたいんですが、10月、11月、12月、1月と、この間、生活保護に関する相談等の受け付け、相談等の業務でどのくらい数がふえているのかお示してください。

社会課長

10月におきましては422件、11月におきましては357件、12月におきましては377件、1月におきましては548件となっております。

安孫子雅浩委員

特に年が明けてから具体的に数も明らかにふえているということですが、しかし相談を受けてその後具体的に状況等の把握等もあって、その後、相談された方の中からどのくらいが実際受給という形まで行くのかということが、これからですけれども、この辺はどうなんでしょうか。新年度に向けて、国の方も含めて、4分の3は国からお金が来ておりますし、今回、補正の中でも5億2000万円ばかり補正に入っていますね。そのうちの4分

の1は仙台市が出すということになって1億3000万円ということになっていますが、そのお金の面と、そのほか人の点のケースワーカーの数という話もありましたが、その辺は新年度に向けてというのはどういう状況なのでしょう。わかっている範囲でお示してください。

社会課長

年度末におきまして、被保護世帯数は1万2600人前後となると予定しております。また、世帯数も8,700世帯前後になるのではないかと予定した補正でございます。国の方からは、補正額の75%、4分の3が扶助費として来る予定でございます。

安孫子雅浩委員

その想定のもとで今回の補正予算も出ているわけで、その5億2000万円なりということなんですが、それで、ケースワーカーの担当者数というのが本会議で取り上げられました。私も資料で見せていただきましたけれども、やっぱり100人近くですか、今。1人当たりのケースワーカーに対する生活保護受給者の担当者数というのは、今、100人に近いというふうになるんですか、改めてこの数字をお示してください。

社会課長

ケースワーカーの数でございますが、全市で87名ということで、現在、1月時点で99世帯、年度末で100世帯前後となる予定でございます。

安孫子雅浩委員

世帯単位ですから、1人のケースワーカーが実は100世帯を担当されてということですね。これは国の方では基本的に80とかそういう数字ですよ。ところが何で2割もふえて、かつ、これからの見通しとすれば、それだけ相談件数も具体的にふえているわけですから、新年度に向けては、年度末のことはいろいろ今協議されていますが、年度明けてからの実態として受給者数がふえてきたときの国の方からのケースワーカーの増員等々というのはどういう見通しなんですか。

社会課長

国の方からは監査を例年受けておりまして、国の方からは定数どおりのケースワーカーの増員の要望の方は出ております。

安孫子雅浩委員

要望を出しているのがどっちだかよくわからないんですけども、当然、自治体なり政令市の方から、昔からこの生活保護についての負担のあり方とそれから人の配置の点については要望行動としてあったところなんです。事、現実にこれだけどんどん数がふえていて1人当たりの担当件数、世帯数がふえていくということになると、これはやっぱり数字的な限界というか、個人のケースワーカーもすごく苦勞されて一生懸命になって仕事を

されて取り組まれているけれども、それにしたって個人の資質の問題とかを超えて、やっぱり物理的な時間的な基本的な基礎的な能力的に無理じゃないかという状況になっていくのではないかと思うんですね。そうすると、どうやって、明らかにこれからふえてくるであろう方々に対する支給体制なり生活保護の受給体制、環境を、壊さないというのはあれですけども、現状の形を続けていくかということについての支え方というのがあると思うんです。これは、ケースワーカー以外に、作業って物すごくたくさんありますよね、レセプトとかさまざまな報酬、扶助の申請等も毎月やらなきゃいけないですし、今、多様化していますからいろいろなケースがあって、その辺は個々のケースに対する対応というのは物すごく今複雑化しているという現状がありますので、その辺のケースワーカーの周りの支える体制というのはどうなっているんでしょうか。

社会課長

全市的に効率的な行政体制が求められている中ではありますが、就労支援相談員や医療扶助相談員や医療扶助事務補助員の配置、またケースワーカーなどの可能な限りの増員を図ってきております。また、電算システムの活用や改善により、ケースワーカーが業務を円滑に行えるよう環境整備にも努めております。

安孫子雅浩委員

今言ったような点は、国からではなくて仙台市単独で出して人の配置をお願いしていると、そういった状況なんでしょうか。

社会課長

今出した項目につきましては、国の方からも10分の10の補助で行われている事業でございます。

安孫子雅浩委員

国の財政の手配を待っていてもなかなかこれは時間がかかるので、しかし、現実として直接に日々の住民生活への対応を図っていくという自治体の責務として、これは新年度に向けてはそこは仙台市が何とか捻出して、人の手配をするなり、現状のケースワーカーのそういった環境等の改善をして、それが回り回って受給されている方のよりよい生活支援環境を確保していくということ、そちらに向けての取り組みなりというものが必要ではないかと思うんですが、その点は局としてはいかがですか。

健康福祉局長

確かに、本会議でも御答弁申し上げましたけれども、生活保護の受給者がふえておりますし、来年度にかけてもふえる見込みが非常に強いというふうに認識してございます。今、委員の方からも御指摘がございましたけれども、ケースワーカーの増員のみならず、その周辺でケースワーカー業務を支える人たちを平成20年度から増員しておりますし、2

1年度につきましてもさらに増員体制を組んでいきたいというふうに考えてございます。

佐藤わか子委員

済みません、私の方からは、今の安孫子委員に関連して1点だけお伺いしますけれども、ことしの1月から2月にかけて派遣切りと思われる20代30代の若者が仙台にかなり入ってこられています。これは実態としてそういう数字はかなり出ています。その人たちが全然お金がない状況で緊急に、例えば失業保険が出るまでの間1週間とか、緊急に入りたいと、緊急的なシェルターを求めてこられているんですけども、そういうことに対する仙台市としての認識をまずお伺いします。

社会課長

仙台市におきましては、従来、路上生活者自立支援計画等を立てまして路上生活者支援センターを設置して、その中で自立意志のある方の支援を行っているところでございます。

佐藤わか子委員

それは、つまり、そういう突然首を切られたといいますか派遣切りの方もホームレス支援シェルターに入ることができる、あるいは今実際に入っているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

社会課長

委員御指摘のとおりでございます。

佐藤わか子委員

申しわけございませんが、入れない状況にいるという事実を私の方でつかんでおまして、今、実際はどういう形で動いているかといいますと、仙台で設立されました反貧困ネットみやぎというところが民間のアパートを借りてそちらの方に緊急に入らせていただいているようなのが実情でございまして、ところがそこも6名ぐらいしか入れない状況で、あと10名ぐらい待っているような状況があるということなんです。この辺は仙台市としては実態としてはつかんではおられないということでしょうか。シェルターの方に入っているということで、仙台市の方はお考えになっているということでしょうか。もう一度、済みません、実態を把握しているかどうかお願いいたします。

社会課長

支援団体の方からそのようなお話は伺っております。それで、自立支援センターの方、待機が先月までございましたが、今月から待機を解消したところでございます。

佐藤わか子委員

自立支援センターにぜひ来てくださいということだという御回答だと思うんですが、情報も全然ない状況の中で仙台に来られた方が支援センターにつながるというのは、なかなか

か難しい状況にあるんですが、その辺の周知というのは、御本人様が自分で調べて来なさいというようなことなんでしょうか。そういう方たちに対する周知ということはどういうふうにお考えになられているかお伺いします。

社会課長

支援団体の方と協力して、仙台市の雇用対策関係のパンフレット等をホームレスの方と思われるような方とか支援が必要と思われる方に配布していただいております。

佐藤わか子委員

絶対的な数がちょっと足りないと思いますので、私としましては鹿野の市営住宅などをもう少し制度的なものを見直していただいて、そちらの方にも入所していただくようなことも可能ではないかと思うんですけれども、その辺の検討をされたんでしょうか、お伺いいたします。

社会課長

市の雇用対策本部の中で検討しているということを伺っております。

佐藤わか子委員

社会課だけでなく、そちらの方の関係するような市営住宅、そういうようなところとぜひ連絡を密にさせていただいて、これからふえる、これからもっともふえる可能性が出てくると思いますので、ぜひその辺をお願いしたいと思うんですね。

実は、なぜ仙台にふえていくかというのの一つの大きな原因は、東北地方各地から首都圏で派遣労働で行かれた方が、派遣切りに遭われて帰ってくるんですね。でも地元には帰らないんです。そして仙台でとまるんですね。やっぱり地元には仕事がない、仙台には仕事があるということだと思うんですけれども、これからますますふえるということを考えれば、民間だけに任せておくことにも限界があると思いますので、仙台市として関係局が連絡をとり合って、この派遣切りに遭われた方の一時的な、1週間2週間、緊急的なシェルターをぜひ整備していただきたいと思いますので、この辺はよろしくお伺いします。要望とさせていただきます。

熊谷善夫委員

簡単に伺わせていただきますが、こういう社会情勢ですので、支援を必要とする仙台在住の方というのは、私も、あなるほど、こういう分野にもあるんだなと思ったことがありまして、先般、社会課長さんにもお話を伺ったことがあったと思いますけれども、仙台在住の外国人への支援ということ、この中で特に中国からの帰国者の支援ということだけちょっとお伺いさせていただきますが、今、資料がなければいいんですけれども、数字的には、中国から帰国されて、住民登録しているということになるんでしょうけれども仙台市民として生活をされている方、実数などは把握されているのか。また、私はこの間、支

援交流センターにも行ってみたんですけども、その方々は大変生活苦にさいなまれているわけですね。その多くの理由は、世界的にもそうだと思いますけれども、日本語が大変難しい言語で、帰国者は日本語をなかなか覚えられない。そしてそれを支援するボランティアグループがあって、日本語を日常使って頑張っただけで覚えろと。それがなかなかできないために就労できない、仕事につくことができない、したがって生活保護をいただいたりという実態があるのではないかと思います、その数字的な実態、今資料があればお願いします。

社会課長

正確な数字は手元にございませんが、生活保護の方から、昨年度の4月に中国帰国者等支援法の方に移行いたしまして、仙台市内に六十数世帯の方が在住でございます。

熊谷善夫委員

それは、六十数世帯が保護を受けているということですか。済みません、もう1回。

社会課長

生活保護の枠から新しい法律の枠で、中国帰国者等支援のための特別法ができましたので、その法律の中での支援を受けているということでございます。

熊谷善夫委員

それはわかりました。

ところで、一般論として大変その方々が苦勞をしていて就労にも困るという実態についての認識は当然お持ちだと思いますけれども、対策というのは何か仙台市として実施されておられるのか、教えてください。

社会課長

通訳の必要な方に通訳を派遣したり、また、語学学校等に通うための費用とか交通費の支給とか、また宮城県の社協の方に委託とかしまして語学教室とかを行っております。

熊谷善夫委員

せんだって、そのグループ、あそこは県の社会福祉会館の中に事務局を置いていますね。そこでボランティアによって言語の習得ということに一生懸命頑張っている皆さんたちの活動の成果の文化祭みたいなのがあったんですけども、こういうのはだれか職員の方が行って見たかどうかわかりませんが、こういった帰国者で困っている方にもぜひ強く着目していただいて、もっと、今余り詳しく申し上げませんが、施策を新年度強めていただきたいなと思って、今、発言しているんですけども、これは予算措置ということではこれまでもあったわけですか。

社会課長

その文化祭には私も出席しております。

予算措置につきましては、昨年度の2月に県の方から市の方におりてきたので、今年度は予算の組み替え措置をとっております。次年度につきましては予算措置をとっております。

熊谷善夫委員

では、それはよろしく願います。

2.7 平成21年第4回定例会（12月14日 第5日目）

九番（鎌田城行）

私からは、福祉の諸課題に関して質疑してまいります。

中国人民の父と慕われた周恩来総理は、水を飲むとき、井戸を掘った人の恩を忘れてはならないとの至言を残しております。奥山市長におかれましては、歴史の評価にたえ得る賢明なかじ取りを期待するところであります。

初めに、中国帰国者のための本市の支援状況について三点お伺いいたします。

第一は、中国帰国者支援についての本市の具体の取り組みについてであります。

中国残留孤児、残留婦人とのニュースが駆けめぐったのは、一九八〇年のことであります。戦後三十年も過ぎたころのことです。当時高校生であった私には、親族と抱き合い涙を流す姿から、戦争のつめ跡の深さを改めて感じたのであります。

戦前からの国策によって、中国や樺太に移住していた日本人は、戦中、戦後の混乱の中、肉親と離れ離れになって孤児となり、中国人の養父母に育てられたり、やむなく国外に残らざるを得なかったわけであり、長年にわたって筆舌に尽くせない御苦労があったわけです。にもかかわらず、国が、残留邦人の一時帰国や永住帰国などの支援に乗り出したのは、ほんの三十年ほど前のことあります。

現在、本市では、中国からの帰国者の方々が六十四世帯暮らしていらっしゃるということです。平均年齢は七十四歳以上ということです。終戦のときに生まれておられた方は六十四歳になるわけで、八十歳、九十歳を超える方々も多くいらっしゃり、大変御高齢になっていることも伺いました。

一大決心をして祖国日本の土を踏まれた皆様は、中国から戻られた時点で既に中高年となられていたのであります。中国では、学校の先生や仕事をしっかりされていた方々が、日本語の習得にも、日本の教育を受けるにも大変な困難があり、就労もままならず、安定した収入もない。

一方、社会を取り巻く環境は、戦後の高度経済成長期が過ぎ去った後であり、恩恵を受ける機会など何もない。こうして中国の大地でも、日本の地に帰ってきても苦労に苦労を

重ねられて、懸命に生きてこられたのであります。まさに歴史の荒波に翻弄されながら、国民年金への加入もできず、老後の準備どころか、多くの人々が生活保護に頼らざるを得ない状況でありました。この間、言葉が不自由なために地域にも溶け込めず、引きこもる方々もおられたやにもお聞きしました。

こうした状況に対して、耐えに耐え忍ばれてきた皆様が、国が早期の帰国対策を怠ったことや、帰国後の支援策を十分に行わなかったこと、さらには、生活保護自体の受給額が少ないことなどへの賠償を国に求め、十六の都道府県において、中国残留日本人損害賠償訴訟として集団提訴されたのは、二十一世紀に入ってからのことでもあります。ようやく議員立法によって新たな支援策が立ち上がり、昨年からは、これまでの生活保護とは別の法律に基づいて、生活扶助基準に相当する支援給付を、老齢基礎年金を補完する形で支給することになったのであります。

ここで特に指摘したいことは、この昨年からはスタートしている新たな支援の中で、地域における生活支援が掲げられ、中国帰国者の方々が地域で生き生きと暮らせるよう、市町村が主体となって、身近な地域で日本語を学ぶ場や中国語教室などの、これらの方々の得意分野を生かしつつ、地域住民との交流を深められる場の提供などの支援を行うというものであります。これまでの支援については、主に国や県がかかわってきたものであります。今後、本市がどのように中国帰国者の皆様に支援されるのか、しっかりと情報発信すべきであると思うのであります。

本年五月に厚生労働省を訪ね、これらの支援策について各市町村の申請状況などを調査したところ、中国料理の講習会や太極拳教室といった地域における相互文化交流や、中国帰国者支援のための普及啓発活動も企画できるとのことです。具体的な取り組みはこれからのようではありますが、本市としては、中国帰国者のこれまでの御労苦に報いるためにも、市民生活をサポートする具体の計画を積極的に推進していくべきと思うのであります。現在、地域における生活支援についてどのように取り組まれておられるのか、また、今後どのように取り組んでいかれるのかについて、あわせてお伺いいたします。

第二は、中国帰国者のための共同墓地を建立することへの、これまでに整理された課題についてであります。

中国帰国者の皆様や支援する皆様と懇談させていただく中で、中国帰国者の皆様を取り巻く喫緊の課題の一つに、遺骨の保管場所の問題が浮上して久しくなっております。長い年月にわたって、日本に帰って死にたいと願い、ようやく帰国が実現し安堵したものの、お墓を持つほどの経済的余裕もないまま高齢化が進んできているのであります。既に七人の方が亡くなられ、皆、納骨場所に困り、御遺骨は支援者の協力によって寺院に安置させていただいているとのことでもあります。

この問題については、平成十六年第一回定例会でも指摘させていただいた経緯がありますが、このとき御当局からは、仮に御遺骨の引き取り手がない場合には、無縁故者のための納骨堂において対応してまいりたいとの答弁でありました。

この日本の地に再び足を踏まれた残留の方々の思いからしたときに、これまでの御苦勞をしのぶというそういう思いをひとつ感じて、何かしらの取り組みができないものかと再質問させていただいたところ、確かにその方々を思うとき、大変御苦勞をいただいたということは私ども痛切に感じているところであり、今後の課題として受けとめさせていただきたいと御答弁いただいたのであります。あれから既に五年の時が経過しているのですが、これまでどのように検討されてきたのかについて、御当局の御所見をお伺いいたします。

第三は、共同墓地建立に向けた今後の取り組みについてであります。

共同墓地や納骨堂に関して、中国帰国者を支援する形で建立されている先進事例を求めて各地を調査する中で、埼玉県入間市の納骨堂と福岡市の霊園を視察してまいりました。

福岡市西区にある市立西部霊園は、中国からの引き揚げ船が多く入港したという博多湾が一望できる眺望豊かな丘陵地で、その一角に、中国の方角に向けて中国帰国者の墓が建立されているのであります。設置の主体となったのは、帰国者と、その御家族のための埋葬の場所を確保するために発足した中国帰国者墓碑建立委員会世話人会で、福岡県と福岡市、北九州市からの補助金や市民の募金と、団体からの寄附金などによって、平成六年に完成したとのことであります。

二区画分、八平方メートルの面積に、福島県産の御影石でつくられた墓は、幅三メートル余り、高さ二メートル余りの大きさで、内部には百五十柱が納骨できる石室構造になっており、現在四十三人の御遺骨が納められておりました。墓碑には、建立の志として、命の尊厳は、死を悼むことに始まります。死者を祭ることは又生きている者の生の証でもあります。忘れられていく戦争の惨禍を、再び繰り返さない平和の誓いと更なる日中友好の懸け橋を願いと刻まれています。

福岡県と墓碑を管理する福岡県中国帰国者の会の会長にお話を伺ったところ、墓を持ちたくても持てない家族はたくさんいます。皆この墓地があって助けられているし、その後、家族で墓地を購入してお骨を移す方もいらっしゃるとのことでありました。福岡市では、御苦勞された方々への援護措置の一環として行い、市民の理解も得られているとのことでありました。

本市の帰国者にお話を伺ったところ、今は家族に迷惑をかけられないから、死んだら海にでもまいてくれと言っていると、つらい胸の内を語っていただきました。支援者の方は、中国から帰ってきて、実家に墓があっても、そこには入れさせてもらえない方もい

る。中国でも大変な思いをして、日本に帰ってきてからも大変な思いをしてきた。皆、年をとってきていて、少しでも早く安心させてあげたいと語っておりました。

他都市でできて、本市でできないわけではないと私は思うのであります。本市が前向きに取り組むことによって、できると言えるのではないのでしょうか。これは、ただ単に中国帰国者の皆様に限った問題ではなく、中日友好、親善を促進する上からも、広く市民の理解を求めながら進めていく大事な事業であると思うのであります。

幸い本市では、いずみ墓園が整備中ではありますが、その一部を提供することや関係機関との調整、条例の整備など、具体の支援策を速やかに進めていくべきと思うのであります。御所見をお伺いいたします。

(略)

健康福祉局長（上田昌孝）

次に、中国帰国者の方々の共同墓地についてのお尋ねでございますが、これまで、帰国者や支援者の方々と、共同墓地の必要性について意見交換をするとともに、墓地のあり方について協議を重ねてまいったところでございます。

帰国者の方々からは、仙台市在住者だけではなく、宮城県内のすべての帰国者が利用できる共同墓地を希望されておりますことから、現在、宮城県とも墓地のあり方について意見交換を行っているところでございます。

最後に、共同墓地の設置についてでございますが、議員御指摘の福岡県、福岡市、北九州市等が助成し設置した事例があることは承知いたしております。仙台市といたしましては、こうした事例も踏まえ、今後、宮城県内の共同墓地の希望者数を把握しますとともに、宮城県や帰国者、支援者の方々と十分に協議しながら、墓地のあり方についてさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

九番（鎌田城行）

二点確認させていただきます。

市長の方から、ひとり親に関しては、本来国の進めるべきものと、今後十分協議していきたいというようなお答えがありました。私が、千葉や埼玉の事例を示したのは、国が本来すべきところをなかなか進めていただかない中であって、子供の側から見たときに、父親に育てられている子供、これは母親に育てられている子供にとって区別があっているのかと。同じ子供として、しっかりと支援をすべきところには支援の体制を整えるべきであろうと。国がなかなかできないのであれば、自治体が独自でやるんだと、そういう事例が既に始まっているということを理解していただきたいなというふうに思っております。国の動向を待つのではなく、国に対しても一歩先んじて訴えていくような、その思いがあっ

て、さきの議会における意見書提出という形になったのではないかというふうに議会の一員としては思っておりましたので、その思いを酌んで市長にお答えをいただきたいと思えます。

もう一つ、中国帰国者の共同墓地については、既に五年前に御指摘をさせていただきました。これから果たして何年待てば形になるのだろうか、それが一番心配されているところでございます。具体的に調査をし、把握されて、先に進めていく希望的な御答弁をいただきましたので、このところを信じたいと思っておりますが、果たしてこれがまたさらに五年後というようなことになっては、失望に変わってしまうおそれがございます。具体的にどれくらいの期間を経て実現に至るものなのか。また、ここに至るには、当然市民の広い理解を求めて進めなければ、果たしてふさわしいかどうかということも、ほかの角度から論議される嫌いも懸念されておりますので、そのことも含めてしっかり取り組んでいただきたいと思えます。そのあたりのところで再質問させていただきます。御答弁をいただきたいと思えます。

健康福祉局長（上田昌孝）

中国帰国者の方の共同墓地の件に関してでございますが、宮城県からの情報によりますと、帰国者の平均年齢が七十四歳を超え、高齢化も進んでおるということでございます。議員御指摘のように、この件につきましては十分急ぐ必要があるというふうに考えてございます。

先ほども議員から御指摘ございましたように、共同墓地設置については段取りがございしますので、手順を踏みながら、市民の方の御理解もいただき、この共同墓地の設置について具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

2.8 平成23年度 予算等審査特別委員会（3月2日）

鎌田城行委員私の方からは社会福祉費について、特にこの中での中国残留邦人永住帰国者等の記念墓碑建立協力会助成費を初めとする地域生活支援についてお伺いしたいと思えます。

今回、新たに示されました建立協力会への助成費、その概要についてまず伺いたいと思えます。

社会課長

今回の助成の概要についてでございます。墓地の永代使用料及び記念墓碑の建立費に対しましての助成を行うものでございます。

宮城県内には中国残留邦人永住帰国者の方が平成23年1月末現在で83名おられま

す。そのうち仙台市には61名、大体7割を超える方がお住まいになられております。こうしたことから、助成の枠組みといたしまして、本市と宮城県双方で助成することとしたものでございます。

具体的には、永代使用料と墓碑の建立費を合わせまして約430万円の経費がかかる見込みでございまして、建立協力会が集められました募金が約40万円でございますことから、不足する390万円、こちらにつきまして本市と県で折半してそれぞれ195万円を調整することとしたものでございます。

鎌田城行委員

今回、新年度23年度でこの取り組みを行う運びとなったと。

これまで長年にわたってこの支援のあり方等について本会議等で質疑してまいりました。なかなか進まないなと思っていたところ、新年度で形になりつつあるということについてはしっかりと進捗を見守っていききたいなというふうに思っておりますけれども、この具体のところでは今後のスケジュール、計画など決まっているところ、また、まだ流動的なところ、そのあたりをお示しいただきたいと思います。

社会課長

スケジュールについてでございますが、墓碑を建立する区画については、いずみ墓園に本市が夏までに整備する予定でございます。その後、建立協力会が墓碑を建立することとなりますので、詳細なスケジュールにつきましては建立協力会の方と調整してまいりたいと考えております。

鎌田城行委員

これまで会の方々との意見交換等がある中で、一つには、宮城県の中心部ということでもありますので、仙台市、特にその中でも利便性の高いところにぜひともという声があったかと思えます。その中で、現実、お話し合いを進めていく中では葛岡霊園等、また、北山についても返還墓地は最近生じているというふうな話ではあるけれども、望まれるところの墓地の整備、確保という点では新設、造成されているところでの部分で理解をいただいたというふうな認識かと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

社会課長

そのとおりです。

鎌田城行委員

それで、先ほどの具体のいずみ墓園に夏までに整備という、その区画については2区画分ぐらいのスペースですか。

社会課長

2区画、約8平米になっています。

鎌田城行委員

先ほど決まっていることとしては、墓地の整備までは夏までにやっていくと。その後のことについては、設置主体となるのは協力会の方々であるので、その流れに従って今後推移されていくというふうに考えてよろしいものでしょうか。

社会課長

今のところこちらで考えているのは、夏までに市の方で区画を整備するというところまでははっきりしておりますが、その後のことについては、今後建てる側の建立協力会と協議してまいりたいというふうに考えております。

鎌田城行委員

それで、区画の整備そのものは夏までにということですので、特にいずみ墓園の造成が今後も進んでいくところでもありますから、できるだけ希望に沿う形で建立になるかというふうに、建立地となる墓地、区画の整備になるかと思いますが、その点については特に中国帰国者の方々のこれまでの歴史的な流れ、経緯、ここに対して平成16年ごろの答弁では、たしか本市がとり行うべきところと本来国が進めなければいけない部分との方針、施政のあり方というのが問われているようなこともありましたけれども、この点については時間が限られている中で、急ぎ、しっかりと支援を具体的に進めていく必要があるという市長の決断もあったかというふうに思います。そういう点では、その方針に従ってよりよい墓所に示していただくことが願われるところだと思いますけれども、それについても今後の中で課題となるところがあるかもしれません。もしありましたら示していただきたいと思えます。

社会課長

特段、課題とか懸案事項というのはございません。ただ、墓碑が新年度内に完成し、あと補助金の方の執行ができますように、建立協力会、あるいは宮城県と協議を密にしてまいりたいというふうに考えております。

鎌田城行委員

今回の事案については、これで一つには願いがかなう方向に進むという点では大変に希望となるところであります。しかしながら生活支援という、その観点における今回の新規事業でありますので、このあたりのところはやぶさかにせずに、本来、国が進めなければいけないところを、国が動かないから本市が本市においての地域住民の皆様のその心に対して行動をもってこたえていただくということについては、非常に仙台市としては大事なことを行っていただくことだというふうに思っておりますので、今後、この流れの中であって、課題とすべきところをもう少ししばし見詰めていただいて、国などに訴えるべきところがありましたときには、ぜひそのところも怠りなくお願いしたいと思ひまして、

質問させていただきました。ありがとうございました。